

平成23 (2011) 年度

東京都予算編成 に対する要望

**平成22 (2010) 年11月29日
都議会民主党**

平成 22(2010)年 11 月 29 日

東京都知事

石原慎太郎 様

都議会民主党

幹 事 長 大沢 昇

政策調査会長 酒井大史

平成 2 3 (2011) 年度東京都予算編成に対する要望

本年 7～9 月期の実質国内総生産（GDP）は、エコカー補助金などの駆け込み需要もあり、想定以上の伸びを示しています。しかしその後は、政策効果のはげ落ちと円高進行による輸出減でマイナス成長となるとの予測もあり、依然として楽観できる状況にはありません。

日銀の企業短期経済観測調査（短観）によると、全規模全産業の 22 年度の経常利益は前年度に比べて 24.6 % 増加する見込みとしていますが、国内の設備投資水準は低いままで、円高に伴う設備投資の海外シフトにも歯止めがかかっていません。このままでは、日本経済の潜在成長率が落ち込みかねず、法人税の引き下げや貿易自由化の一層の推進など、国内投資環境の整備が求められています。

一方東京都でも、法人税収の回復が遅れており、大幅な税収減となった昨年度よりも更に減収が進みかねない状況にあります。東京都内の失業率も、4～6 月期には 6.3 % にも達しており、依然として極めて厳しく、今後更に悪化しかねない状況にあります。

来春には東京都知事選挙を控え、次期都知事を過度に縛ることはできませんが、今都民の生活を支えなければ、スパイラルに状況は悪化します。都内中小企業の資金繰りを支え、雇用を守り、未来につながる安心・安全の東京を築いていくために、施策を厳選し、東京都の財政力を最も有効に活用していかなければなりません。

これらの点を踏まえ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。

尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望にも、特段の配慮を要望します。

以 上

目次

I 産業を支え、雇用を守る	1
一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について	2
二 暮らしを支える産業の振興について	3
三 観光産業の振興について	4
四 農林水産業の振興について	5
五 中央卸売市場の活性化について	5
II 都民の命を守る	6
一 医療の充実・確保、疾病予防について	9
二 子育て環境の整備について	17
三 心身障害者（児）福祉の推進について	19
四 高齢者福祉の推進について	21
五 健康の保持増進について	23
六 生活環境の安全確保について	24
七 新しい福祉を支える基盤づくりについて	25
III 未来の力を育てる教育を実現する	28
一 家庭と地域の教育力の向上について	29
二 教育の質向上・学校教育指導の充実について	29
三 特別な支援を必要とする子どもの教育の充実について	30
四 学校における子どもの安心安全の確保について	30
五 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立への取り組みについて	31
六 学校の施設設備の整備について	32
七 私立学校の振興策の強化について	32
IV 環境の持続可能性を確保する	33
一 都市と地球の持続可能性の確保について	33
二 健康で安全な環境の確保について	34
三 安心な水の供給について	35
四 水環境の改善について	36
五 都市の緑と自然環境の保全・再生について	36
V 安全・安心の東京を創る	37
一 都民の安全・安心を確保するための犯罪抑止総合対策の推進について	37
二 子どもの安全・安心の確保について	38

三	震災等危機管理・火災・事故対策の推進について	39
四	交通安全対策の推進について	41
五	消費者被害の防止・消費生活の安全の確保について	41
VI	生活快適都市東京を創る	43
一	風格ある都市づくりの推進について	43
二	都市計画に関する調査について	44
三	都市交通・物流対策の推進について	44
四	都市基盤の整備について	45
五	東京都による交通サービスの提供について	46
六	東京港及び島しょの港湾・空港の整備について	46
七	良質な住宅の供給について	47
八	適正な建築行政の推進について	48
VII	文化・スポーツを充実する	49
一	文化事業の推進について	49
二	文化財保護、生涯学習の振興について	49
三	スポーツ振興策の強化について	50
VIII	分権・自治・改革を推進する	51
一	分権・自治の推進について	51
二	人権施策の推進について	52
三	行政の強化について	53
四	行財政改革の実行について	54
五	強固な財政基盤の確立について	55
六	都市外交の活発化について	57

I 産業を支え、雇用を守る

重点事項

一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について

- 1 緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの雇用対策の事業拡充を図るとともに、新成長戦略や若年者雇用に配慮した効果的な事業を展開するなど、職業能力の開発・向上に積極的に取り組むこと。（産業労働局）
- 3 若年者の雇用就業支援（産業労働局）
 - (1) 内定を得ていない新規学卒者などに対して、セミナーの開催や合同就職面接会のなどの支援策を大胆に実施すること。また、東京都の若年者就業支援事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
- 4 中高年の雇用就業支援として、しごとセンターにおいて、就職氷河期世代を対象としたキメの細かな就業支援を実施するとともに、中高年層の正規雇用離職者を早期に再就職させるための支援に取り組むこと。また、団塊の世代など、高齢者の雇用就業支援を実施すること。（産業労働局）
- 8 パートアドバイザー制度の充実や働く人の心の健康づくりに取り組むなど、労働相談体制の充実・強化を図ること。また、非正規労働者の処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。（産業労働局）

二 暮らしを支える産業の振興について

- 3 中小企業の経営安定支援を図るために、展示会等出展支援やマッチング商談会の開催など、「目指せ！中小企業経営力強化事業」の拡充を図ること。また、ADRによる取引改善指導など下請け企業対策を充実すること。（産業労働局）
- 4 中小企業の販路開拓を支援するために、国際展示場や東京国際フォーラムの機能充実に取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援など、中小企業の海外展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を図るなど、国際的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）
- 6 中小企業の技術支援に向けて、新製品の開発から販売までの各段階をハンズオンで支援する新たな事業を創設すること。（産業労働局）
- 7 地域工業の活性化として、都内ものづくり産業の集積を活かし、中小企業がグループとなって受注体制を確保するなどの取り組みに対して支援すること。また、創造的都市型産業の創出や活性化を図るため、その振興を図る区市町村に対して支援すること。さらに、多摩シリコンバレー創設に向けて、国際産業交流事業を展開するとともに、TAMA産業交流拠点を整備すること。（産業労働局）
- 10 地域の金融機関と連携した新たな保証付き融資制度については、デフォルト

抑制や情報公開などに取り組みながら、対象金融機関の拡大を図ること。また、信金・信組と連携して東京都の中小企業支援策の普及啓発を図ること。（産業労働局）

- 1 新銀行東京について、都民の税金がさらに毀損することにならないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に新銀行から撤退すること。（産業労働局）

三 観光産業の振興について

- 1 東京の魅力を世界に発信するために、観光プロモーションを積極的に展開するとともに、東京国際映画祭の積極的な活用など、イベントを通じた観光振興を図ること。また、コンベンション人材の育成をはじめ、MICE（マイス）誘致を推進すること。（産業労働局）
- 2 観光資源を開発するために、アニメ拠点を連携させた新たな誘致促進事業に取り組むとともに、スポーツ祭東京2013を契機とした観光資源の調査を行うこと。また、江戸前など東京の「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の総合的な展開に向けて検討するとともに、メディカルツーリズムについても、観光医療特区の創設なども含めて、その導入に向けて取り組むこと。（産業労働局）

四 農林水産業の振興について

- 1 東京の森林の再生に向けて、林道の整備をはじめとした森林の循環再生プロジェクトの充実を図ること。また、庁内や学校での利用推進など、多摩産材の利用を拡大を進めること。（産業労働局）

五 中央卸売市場を活性化する

- 1 築地市場の移転問題では、移転予定地である豊洲の安全性が確認されず、関係者の合意も得られていないなかであって、築地市場の豊洲移転を強引に進める予算については安易に計上しないこと。また、地元・中央区からの要望については、東京都としても、真摯に対応すること。（中央卸売市場）

一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について

- 1 緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの雇用対策の事業拡充を図るとともに、新成長戦略や若年者雇用に配慮した効果的な事業を展開するなど、職業能力の開発・向上に積極的に取り組むこと。（産業労働局）
- 2 職業訓練の規模を拡大するとともに、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化すること。（産業労働局）
- 3 若年者の雇用就業支援（産業労働局）
 - (1) 内定を得ていない新規学卒者などに対して、セミナーの開催や合同就職面接会などの支援策を大胆に実施すること。また、東京都の若年者就業支援事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
 - (2) フリーター向け対策として、就職支援アドバイザーの充実やインターンシップ

の場の提供を図ること。

(3) 学生の起業家精神を養成し、自ら起業する学生をする学生起業家育成支援事業を行なうこと。

4 中高年の雇用就業支援として、しごとセンターにおいて、就職氷河期世代を対象としたキメの細かな就業支援を実施するとともに、中高年層の正規雇用離職者を早期に再就職させるための支援に取り組むこと。また、団塊の世代など、高齢者の雇用就業支援を実施すること。（産業労働局）

5 障害者の就業対策として、一般企業での障害者雇用を進めるための都独自の助成金について引き続き実施するとともに、都独自のジョブコーチを養成するなどして、障害者の職場定着支援を図ること。また、特例子会社の設立支援についても実施すること。また、さらに、障害者雇用に取り組む中小企業に対してオーダーメイド型の新たな支援事業を創設すること。（産業労働局）

6 NPO等での就業体験の提供など、多様な働き方に対する支援を行うこと。また、キャリアカウンセリングだけでなく総合的なプログラムを実施することで、女性の再就職を支援すること。さらに、母子家庭などに対する就業・自立支援を積極的に行うこと。（産業労働局）

7 すべての職場における公正な労働基準の確立や改正労働基準法の趣旨の徹底など、労働知識の普及・啓発を図ること。（産業労働局）

8 パートアドバイザー制度の充実や働く人の心の健康づくりに取り組むなど、労働相談体制の充実・強化を図ること。また、非正規労働者の処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。（産業労働局）

9 ワークライフバランスの実現に向けて、「東京都ワークライフバランス推進宣言（仮称）」を策定すること。また、両立支援推進助成金の条件を緩和など、仕事と家庭生活との両立支援に取り組む中小企業の拡大に向け取り組むこと。（産業労働局・生活文化局）

10 東京都労働委員会における高い和解率をひとつのモデルとして、そのノウハウを全国的に発信するなど、労働者と使用者とがそれぞれ納得のできる解決が図られるよう努めること。（労働委員会事務局）

二 くらしを支える産業の振興について

1 中小企業の経営革新を支援するために、革新的な商材の評価や認証などの取得に向けて取り組む中小企業に対する支援制度を創設すること。また、都内サービス業に対する支援構築に向けた調査・検討を行うこと。（産業労働局）

2 都内産業の育成を促すために、コンテンツ産業の振興に向けた支援策を検討するとともに、ファッション・ビジネスにおける若手デザイナーの発掘・育成に取り組むこと。（産業労働局）

3 中小企業の経営安定支援を図るために、展示会等出展支援やマッチング商談会の開催など、「目指せ！中小企業経営力強化事業」の拡充を図ること。また、ADRによる取引改善指導など下請け企業対策を充実すること。（産業労働局）

4 中小企業の販路開拓を支援するために、国際展示場や東京国際フォーラムの機能充

実に取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援など、中小企業の海外展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を図るなど、国際的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）

- 5 中小企業のネットワークづくりの支援として、外部専門家の助言・アドバイスなどによるイノベーションの促進に取り組むこと。また、中小企業の創業支援として、外部のナビゲーターを配置するなど、施設の活性化に取り組むこと。（産業労働局）
- 6 中小企業の技術支援に向けて、新製品の開発から販売までの各段階をハンズオンで支援する新たな事業を創設すること。また、中小企業の知的財産経営の定着や国の施策のさらなる上乘せ・横出しなど、知的財産の保護・育成・活用施策を積極的に展開すること。さらに、職業学校におけるものづくり人材の育成に向け戦略的に取り組むこと。（産業労働局）
- 7 地域工業の活性化として、都内ものづくり産業の集積を活かし、中小企業がグループとなって受注体制を確保するなどの取り組みに対して支援すること。また、創造的都市型産業の創出や活性化を図るため、その振興を図る区市町村に対して支援すること。さらに、多摩シリコンバレー創設に向けて、国際産業交流事業を展開するとともに、TAMA産業交流拠点を整備すること。（産業労働局）
- 8 商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業については、区市町村とも連携しながら、施策の充実を図るとともに、柔軟な運用を行うこと。LED街路灯などの環境対応型商店街活性化事業については、費用対効果や既設置商店街との公平性などを踏まえ、新たに事業を創設すること。
- 9 円高など中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業制度融資について、預託金の活用などにより、融資目標額の維持・拡大を図るとともに、セイフティーネットの視点から、保証料補助の拡充など、中小企業の負担軽減を図ること。また、環境・観光・健康など、成長産業の支援という視点から、戦略的な中小企業支援に向けて検討すること。（産業労働局）
- 10 地域の金融機関と連携した新たな保証付き融資制度については、デフォルト抑制や情報公開などに取り組みながら、対象金融機関の拡大を図ること。また、信金・信組と連携して東京都の中小企業支援策の普及啓発を図ること。（産業労働局）
- 11 新銀行東京について、都民の税金がさらに毀損することのないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に新銀行から撤退すること。（産業労働局）

三 観光産業の振興について

- 1 東京の魅力を世界に発信するために、観光プロモーションを積極的に展開するとともに、東京国際映画祭の積極的な活用など、イベントを通じた観光振興を図ること。また、コンベンション人材の育成をはじめ、MICE（マイス）誘致を推進すること。（産業労働局）
- 2 観光資源を開発するために、アニメ拠点を連携させた新たな誘致促進事業に取り組むとともに、スポーツ祭東京2013を契機とした観光資源の調査を行うこと。また、江戸前など東京の「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の総合的な展開に向け

て検討するとともに、メディカルツーリズムについても、観光医療特区の創設なども含めて、その導入に向けて取り組むこと。（産業労働局）

- 3 これまでの観光産業振興プランの成果と実績を検証し、国の新成長戦略を踏まえた新たな観光プランの策定に向けて取り組むこと。また、海外からの観光客誘致だけでなく、都民による都内観光という視点からも、観光施策を行うこと。（産業労働局）

四 農林水産業の振興について

- 1 東京の森林の再生に向けて、林道の整備をはじめとした森林の循環再生プロジェクトの充実を図ること。また、庁内や学校での利用推進など、多摩産材の利用を拡大を進めること。（産業労働局）
- 2 農業経営の安定を図るために、新たに農業水利施設のストックマネジメント事業を創設するとともに、コンサルなどを活用した都市農業の経営支援に取り組むこと。また、都内で生産された農産物を地元の小中学校の給食に供給する地産地消給食供給モデル事業を進めること。さらに、相続税の軽減などを国に対して働きかけるなど、都市農地を保全に向けて取り組むこと。（産業労働局・主税局）
- 3 水産業の振興を図るため、サメなどによる漁業被害対策に取り組むこと。また、小笠原諸島の振興を図るために、生産流通対策など農業の振興に取り組むとともに、沖ノ島島の漁業創業支援対策に取り組むこと。（産業労働局）

五 中央卸売市場の活性化について

- 1 築地市場の移転問題では、移転予定地である豊洲の安全性が確認されず、関係者の合意も得られていないなかであって、築地市場の豊洲移転を強引に進める予算については安易に計上しないこと。また、地元・中央区からの要望については、東京都としても、真摯に対応すること。（中央卸売市場）
- 2 大田、足立の水産市場や多摩NT市場をはじめ、各市場における今後の方向性を調査・検討すること。また、淀橋市場におけるリニューアル事業として、仲卸棟を整備するとともに、大田市場の老朽化した荷さばき場の建て替えを進めること。（中央卸売市場）
- 3 市場での環境対策を進めるために、食肉市場に太陽光発電設備を整備すること。また、小型特殊自動車の電動化を進めること。（中央卸売市場）
- 4 食肉市場の衛生対策のため、小動物棟けい留所改修工事、大動物棟けい留所増築工事等の施設整備を行うこと。（中央卸売市場）
- 5 市場の活性化支援として、仲卸業者等が共同して取り組む先駆的な事業に対して補助を行うこと。また、地方卸売市場の施設整備等に対して、補助を行うこと。（中央卸売市場）

II 都民の命を守る

重点事項

一 医療の充実・確保、疾病予防について

1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制の整備

- (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。また、受け入れ体制等強化のために行う施設整備費補助、調整困難患者（精神）の受け入れ支援、救急患者退院コーディネーター配置、医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
- (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (6) 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給すること。また、救急患者の受け入れ実績が多い医療機関に、診療補助者の人件費等財政支援を行うこと。（福祉保健局）
- (10) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。（福祉保健局）

2 がん対策強化と患者・家族支援の拡充

- (5) がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院の整備を進めるとともに経費を補助すること。（福祉保健局）
- (6) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
- (7) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
- (9) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
- (10) がん登録推進事業を実施し、院内がん登録のデータ収集・分析を行うとともに、がん登録に関する普及啓発を行うこと。（福祉保健局）

- (12) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保健局）

3 地域医療確保対策の充実

- (5) 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。既存医療機関の撤退や移転により地域で不足する医療を確保するため、新たな医療機関の誘致に対し支援すること。（福祉保健局）

5 医療安全対策の推進、医療人材確保対策

- (4) 医師勤務環境改善事業を実施し、病院勤務医の勤務環境を改善するとともに、出産や育児などにより離職した女性医師に対し、短時間勤務や研修など復職支援を行うこと。また、必要な施設・設備整備に対して補助すること。（福祉保健局）

6 母子・周産期医療、小児医療の充実

- (1) 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて耳鼻咽喉科休日診療事業をはじめとして委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。（福祉保健局）
- (2) 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。重症小児患者対応医療機関を確保するため補助するとともに、緊急度の高い患者に迅速に対応するためのトリアージシステムを導入できるよう専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。（福祉保健局）
- (3) 小児救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。（福祉保健局）
- (4) 小児救命救急センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の医療を確保すること。（福祉保健局）
- (5) 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。（福祉保健局）
- (6) 小児救急医師確保緊急事業として、大学病院に「小児医療調査研究講座」を設置し、地域の中核病院等への医師派遣を通じ、医学の教育・研究を行うこと。（福祉保健局）
- (7) 小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行うこども救命センタ

一を整備し、小児重篤患者に対する医療提供体制を強化すること。また、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。

(福祉保健局)

(8) 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。(福祉保健局)

(10) ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を拡充すること。さらに、地域周産期母子医療センターのM-FICUや周産期連携病院のNICUを補助の対象とすること。(福祉保健局)

(11) 周産期医療施設等整備のためM-FICUやNICU、GCU施設整備費補助を拡充し、NICU300床以上の整備に取り組むこと。(福祉保健局)

(15) 在宅移行が望ましいが受け皿がないためNICUに入院している児のために、移行支援をモデル実施するとともに、円滑な退院に必要な支援について検討すること。(福祉保健局)

(18) 多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩新生児連携病院、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。またNICU化についても積極的に支援すること。(福祉保健局)

二 子育て環境の整備について

1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。(福祉保健局)

6 待機児童ゼロを目指し、待機児童解消区市町村支援事業を行うとともに、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、保育所緊急整備事業を実施すること。(福祉保健局)

三 心身障害者(児)福祉の推進について

27 精神科救急の相談事業を、医療機関が開いている昼間にも拡充し、必要に応じた迅速な精神科救急医療が受けられるようにすること。(福祉保健局)

28 子どもの発達に沿って、家庭、学校、地域、一般クリニック、精神科クリニック等での早期発見、早期支援体制の構築を図ること。(福祉保健局・教育庁)

29 地域精神科医療ネットワークモデル事業、アウトリーチ支援事業、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。(福祉保健局)

30 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。(福祉保健局)

四 高齢者福祉の推進について

5 認知症高齢者等の支援として、認知症対策推進事業、認知症対策連携強化事

業、高齢者権利擁護推進事業、看護職認知症対応力向上研修事業を実施すること。認知症疾患医療センターを2次保健医療圏ごとを目標として設置すること。■

一 医療の充実・確保、疾病予防について

1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備

- (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。また、受け入れ体制等強化のために行う施設整備費補助、調整困難患者（精神）の受け入れ支援、救急患者退院コーディネーター配置、医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
- (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (4) 休日全夜間診療事業を実施し、休日及び全夜間の急患に対する専門的治療及び入院を確保すること。施設・設備の整備を補助すること。（福祉保健局）
- (5) 東京消防庁救急相談センター事業（#7119）を拡充すること。（福祉保健局・消防庁）
- (6) 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給すること。また、救急患者の受け入れ実績が多い医療機関に、診療補助者の人件費等財政支援を行うこと。（福祉保健局）
- (7) 救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。また、都用地などを活用して救命救急センターの整備を支援すること。（福祉保健局）
- (8) 災害医療対策として、災害医療拠点病院に、必要な資器材等の整備、24時間対応可能な緊急体制を整備すること。（福祉保健局）
- (9) 災害派遣医療チーム（東京 DMAT）を編成し、災害時の救命に備えること。（福祉保健局）
- (10) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。（福祉保健局）

2 がん対策強化と患者・家族支援の拡充

- (1) 東京都がん対策推進協議会を運営するとともに、より一層患者の声を反映できるものとする。こと。（福祉保健局）
- (2) 必要な緩和ケア病床整備促進を支援し、都における緩和ケアの推進を図ること。在宅やグループホーム等、家族や親しい人のそばで療養生活が送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩

- 和ケア提供体制をつくること。（福祉保健局）
- (3) 在宅緩和ケア支援事業により、地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケアの普及啓発を図る拠点として、在宅緩和ケアセンターを複数整備すること。（福祉保健局）
 - (4) がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。また高度・複雑化するがん医療への対応として、専門看護師（CNS）認定の教育機関派遣への助成などを行うとともに、リエゾンナース配置等についても検討するなど、専門性の高い看護人材の育成策・処遇を充実させること。（福祉保健局）
 - (5) がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院の整備を進めるとともに経費を補助すること。（福祉保健局）
 - (6) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
 - (7) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
 - (8) 体力の低下等を伴うがん治療後の患者（臓器摘出者等）のうち、障害者手帳が取得できないなど制度の谷間に埋もれる方がでないよう、支援策を検討すること。（福祉保健局）
 - (9) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
 - (10) がん登録推進事業を実施し、院内がん登録のデータ収集・分析を行うとともに、がん登録に関する普及啓発を行うこと。（福祉保健局）
 - (11) 精度の高い地域がん登録の実現を目指し、医療機関及び区市町村への周知や都民への普及啓発を図るなど、がん医療の発展に寄与すること。地域がん登録事業を開始するため、地域がん登録室を整備すること。（福祉保健局）
 - (12) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保健局）
 - (13) がん予防対策推進のため、がん検診受診キャンペーン、がん検診受診率向上事業、などを実施し、受診率向上に取り組むこと。特に受診率向上にエビデンスがあるとされる、検診への助成と個別の受診勧奨を強化すること。また、正確な受診状況を把握するため、現在企業健保、区市町村国保、国保組合、協会健保などが持つデータを集約し、施策推進の基礎となるデータを整備すること。（福祉保健局）
 - (14) 東京都がん検診推進サポーター事業を実施し、従業員への受診勧奨や都民への普及啓発に積極的に取り組む企業を支援すること。（福祉保健局）
 - (15) がん検診精度向上支援事業を実施し、がん検診の精度管理の充実を図るとともに、がん検診要精密検査者の結果把握、および精密検査未受診者への受診勧奨を徹底すること。（福祉保健局）
 - (16) 検診機関がマンモグラフィ検診を実施するために必要な機器等整備を補助するこ

と。またエコーなど他の検診方法の普及等に必要な事業を実施すること。読影医師等養成事業を実施し、マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図るため養成研修を行うこと。（福祉保健局）

(17) 職域がん検診支援事業等を実施すること。（福祉保健局）

(18) たばこによる健康影響防止対策により、若年からの喫煙防止対策や受動喫煙防止の取り組みを推進することで肺がん罹患率をさげるため取り組むこと。（福祉保健局）

3 地域医療確保対策の充実

(1) 地域医療対策として、脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業、在宅医療普及事業、在宅医療連携推進事業、在宅医療相互研修事業、医療連携強化研修事業を実施すること。（福祉保健局）

(2) 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するために必要な、支援窓口を中心とした医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ること。（福祉保健局）

(3) 療養病床機能強化研修事業を実施し、療養病床を持つ医療機関の医師、看護師の研修を行うこと。また、療養病床転換促進事業を実施し、療養病床への転換にかかる支援業務、病院管理者への経営研修を行い、療養病床の整備を促進すること。

(4) 医療療養病床の適正な病床数を確保していくため、一般病床からの移行等に要する経費を補助すること。また、適切な事業計画の策定を支援するなど、療養病床の整備促進を図ること。（福祉保健局）

(5) 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。既存医療機関の撤退や移転により地域で不足する医療を確保するため、新たな医療機関の誘致に対し支援すること。（福祉保健局）

(6) へき地診療所等整備費補助を行うこと。（福祉保健局）

(7) 多摩・島嶼地域の医師確保のため、医師等の派遣や専門医療の確保、産科医療機関運営費を補助すること。（福祉保健局）

(8) 東京都リハビリテーション病院を引き続き運営すること。また、地域リハビリテーション支援事業を実施し、地域におけるリハビリテーション支援体制の充実を図ること。（福祉保健局）

4 歯科保健、歯科医療の推進

(1) 歯科保健医療対策として、摂食嚥下機能支援推進事業を実施し専門的な歯科医師やコメディカル等を育成すること。（福祉保健局）

(2) 8020 運動など都民の歯科保健意識の向上を図るとともに、心身障害児（者）歯科診療、心身障害者口腔保健センター事業を実施すること。（福祉保健局）

(3) 在宅歯科診療の普及向上を図るため、実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備すること。（福祉保健局）

5 医療安全対策の推進、医療人材確保対策

- (1) 各病院の院内感染発生及び拡大防止に向けた取り組みを支援し、安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染対策強化事業を実施すること。（福祉保健局）
- (2) 死因不明の急性死や事故死等の検案・解剖を行う監察医務院については、警察官や臨床医等との連携を広げ、人材育成を強化するなど、一層の充実を図ること。（福祉保健局）
- (3) 医療人材確保対策として、地域医療を担う医師養成事業（一般貸与・特別貸与）、東京都地域医療支援ドクター事業を実施するとともに、拡充すること。（福祉保健局）
- (4) 医師勤務環境改善事業を実施し、病院勤務医の勤務環境を改善するとともに、出産や育児などにより離職した女性医師に対し、短時間勤務や研修など復職支援を行うこと。また、必要な施設・設備整備に対して補助すること。（福祉保健局）
- (5) チーム医療の推進を図るため、医師及び医療関係職等との役割分担とチーム医療推進に資する取り組み情報の共有を行うこと。（福祉保健局）
- (6) 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容を充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。引き続き都立看護専門学校の運営を行うこと。（福祉保健局）
- (7) 養成、定着、再就業のための総合的な看護師確保対策を行うこと。早期離職防止のための新人研修体制整備、短時間正職員制度導入促進事業、看護師の定着対策、離職看護師の復職支援等再就業対策を実施すること。（福祉保健局）
- (8) 看護師確保のため、医療保険制度の改変も視野に入れ、しっかりとした需給見通しを立てること。（福祉保健局）
- (9) 地域における在宅療養患者の支援を充実するため、看護外来相談開設促進事業を実施すること。また、（福祉保健局）
- (10) 災害時の医療体制を確保するため、未耐震の建物を有する医療施設が行う耐震診断、耐震補強工事に必要な経費を補助すること。（福祉保健局）

6 母子・周産期医療、小児医療の充実

- (1) 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて耳鼻咽喉科休日診療事業をはじめとして委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。（福祉保健局）
- (2) 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。重症小児患者対応医療機関を確保するため補助するとともに、緊急度の高い患者に迅速に対応するためのトリアージシステムを導入できるよう専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。（福祉保健局）
- (3) 小児救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対

- し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。（福祉保健局）
- (4) 小児救命救急センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の医療を確保すること。（福祉保健局）
 - (5) 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。（福祉保健局）
 - (6) 小児救急医師確保緊急事業として、大学病院に「小児医療調査研究講座」を設置し、地域の中核病院等への医師派遣を通じ、医学の教育・研究を行うこと。（福祉保健局）
 - (7) 小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行うことも救命センターを整備し、小児重篤患者に対する医療提供体制を強化すること。また、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。（福祉保健局）
 - (8) 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。（福祉保健局）
 - (9) 小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関との連携強化を図るため「小児三次救急医療ネットワーク運営協議会」を運営すること。（福祉保健局）
 - (10) ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を拡充すること。さらに、地域周産期母子医療センターの M-FICU や周産期連携病院の NICU を補助の対象とすること。（福祉保健局）
 - (11) 周産期医療施設等整備のため M-FICU や NICU、GCU 施設整備費補助を拡充し、NICU300 床以上の整備に取り組むこと。（福祉保健局）
 - (12) 救命救急センターとの連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センターを指定し、母体救命体制を確保すること。（福祉保健局）
 - (13) 周産期搬送コーディネーターを配置し、受け入れ困難事例の地域間搬送調整を行うことで、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療機関に搬送出来るようにすること。（福祉保健局）
 - (14) ミドルリスクの妊産婦患者の緊急受け入れ体制を確保するため、周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）を創設すること、また、施設設備整備費を補助すること。（福祉保健局）
 - (15) 在宅移行が望ましいが受け皿がないため NICU に入院している児のために、移行支援をモデル実施するとともに、円滑な退院に必要な支援について検討すること。（福祉保健局）
 - (16) NICU や GCU に長期間入院している小児等について、在宅移行への中間的病床として在宅移行支援病床の設置・運営を支援し、在宅生活への円滑な移行を図ること。（福祉保健局）

- (17) NICU に長期間入院している小児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行うため、日中一時支援事業を実施すること。
(福祉保健局)
- (18) 多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩新生児連携病院、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。またNICU化についても積極的に支援すること。(福祉保健局)
- (19) 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるように取り組むこと。(福祉保健局)
- (20) 産科医等の確保のため処遇を改善し、分娩手当を支給する分娩取り扱い機関等に対し財政支援を行うこと。(福祉保健局)
- (21) 新生児医療担当医を確保するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給すること。(福祉保健局)
- (22) 新生児専門医を目指す医師の育成を支援し、新生児医療の中核となる人材を確保するとともに、質の高い新生児医療を安定的に提供すること。(福祉保健局)
- (23) 院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者や医師、助産師等へ研修を行い、お産の場を確保すること。(福祉保健局)
- (24) 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が、関係機関への支援を行う子どもの心の診療拠点病院整備支援事業を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。(福祉保健局)
- (25) 小児疾病等への医療費助成、特定赴任治療費の助成を引き続き行うとともに、不妊治療に対する助成のさらなる拡大を図ること。(福祉保健局)
- (26) 小児救急電話相談(#8000)を引き続き行うとともに、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。(福祉保健局)
- (27) 女性の健康支援のための知識普及・相談支援や不妊に関する相談を行い、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- (28) 医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。(福祉保健局)

7 都立病院の機能向上

- (1) 都立病院の医師等確保・育成対策を実施すること。(病院経営本部)
- ①東京医師アカデミーを運営するとともに、クリニカル・フェローを開講し、あわせて学習環境整備、指導医向け研修会の拡充など指導体制の充実を図ること。
 - ②看護職員のキャリア開発を支援する仕組みを体系化し、認定看護師・専門看護師・助産師等の養成機関への派遣を積極的に進めるなど、質の高い看護職員の確保、及び定着を図ること。
 - ③院内保育室の充実や病児・病後児対応などの拡充、医療クラークの配置等により、医師の負担軽減を図るなど、はたらきやすい環境を整備すること。
 - ④短時間勤務制導入、チーム医療の一層の拡充など、女性医師の就業継続、復職支援

に取り組むとともに、ワークライフバランス推進事業を行うこと。

⑤ 看護師採用活動の強化や各種研修事業の充実により人材の育成・確保を図ること。

(2) 医療の質向上と患者サービスの充実強化を図ること。(病院経営本部)

①小児医療体制を充実するため、多摩地域にある小児総合医療センターにおいて小児救急患者の救命対応や地域の二次医療機関とのネットワークを構築するため、こども救命センターを運営するとともに、多摩小児医療ネットワークを運営すること。

②墨東、大塚、多摩総合・小児総合の各都立病院における周産母子医療センターの安定的な運営のため、地域の実情に応じ、周産期医療ネットワークグループを雲形するなどしっかりと連携体制を構築すること。また、NICU 病床を確保するため、NICU を必要入院児の在宅への移行支援事業を実施すること。

③医療安全対策を充実強化するため、インシデント・アクシデントリポートを IT 化すること。また、リスクマネジメント研修を実施すること。

④医療安全、スタッフの負担軽減のため IT のさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。

(3) がん医療体制の充実を図ること。(病院経営本部)

①都民の3人に一人ががんで死亡している現状に鑑み、外来化学療法や放射線治療等、集学的治療体制の一層の充実を図ること。

②がん診療に携わるすべての医師が緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階から苦痛を軽減・管理でき、よりよい医療・よりよい療養生活が送れるよう取り組むこと。

③患者はもとよりがん診療に携わるスタッフへの支援を行うことができるリエゾンナースを育成・配置し、きめ細かく質の高いがん医療を一層推進すること。

④在宅診療との連携をしっかりと行い、地域の在宅医療、在宅緩和ケア提供体制の支援拠点としての役割も果たせるよう、がん医療体制を充実させること。

⑤がん手帳を早期に導入し、地域医療機関との連携、患者を含めた関係者間での情報共有、治療の流れがわかる丁寧な説明など、患者の納得と安心を具現化するためのツールとしてしっかりと活用すること。

⑥すべての都立病院に、がん患者・家族支援の専門窓口、がん図書室、がん情報センターとあわせて運営し、患者・家族支援を充実させること。

(4) 都立病院における環境対策を推進すること。(病院経営本部)

①コスト縮減と環境対策を両立させる E S C O 事業を着実に実施し、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量、及び光熱水費の削減を図ること。

②緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。

③環境確保条例の改正に伴い、登録機関での排出量検証や技術管理者の設置など、総量削減義務の取り組みを進めること。

(5) 都立病院の医療機能強化を進めること。

①老朽化が著しい駒込病院を全面改修し「がん・感染症医療センター(仮称)」として整備すること。(病院経営本部)

②老朽化が著しい松沢病院を改修し、急性期精神科医療を中心に、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、薬物依存等の精神科特殊医療など、一般の精神科病院では

対応困難な専門性の高い精神疾患に対応するため「精神医療センター（仮称）」として整備すること。また、身体合併症診療のため必要な内科医、外科医の確保に努めること。（病院経営本部）

- ③松沢病院の長期社会的入院者の社会復帰を一層進めるため、必要な施設整備を行うこと。（病院経営本部、福祉保健局）
- (6) 災害対策・感染症対策を強化すること。（病院経営本部）
 - ①新型インフルエンザの医療体制に万全を期すため、引き続き施設整備、医療資器材の整備、個人防護服等の確保を行うこと。
 - ②区東北部保健医療圏を中心とした地域の感染症診療機能を強化するため、各地区医師会・保健所等との連携を図るとともに、墨東病院において、入院・外来機能を備えた独立の感染症対策病棟を整備すること。
 - ③災害時、発災直後の迅速な対応や関連機関との連携等、都立病院が十分な医療機能を果たすことができるよう、安否確認システムの運用や災害対策用資器材の整備及び研修を実施すること。
- (7) IT化の推進、情報セキュリティ対策を推進すること。（病院経営本部）
 - ①診療業務の安定的・効率的な運用を確保するため、電子カルテシステム等の機器及びソフトウェアを更新すること。また、精神医療センター（仮称）への電子カルテシステム導入経費を計上すること。
 - ②都立病院で扱う個人情報をしっかりと守るため、院内 LAN の整備・充実するとともに、個人情報保護対策を不断に見直し、強固な情報セキュリティ環境を実現すること。
 - ③医療安全、スタッフの負担軽減のため IT のさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。（再掲）
- (8) 地域病院の医療機能向上、自律的経営を推進すること。（病院経営本部・福祉保健局）
 - ①地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、必要な医療を提供する公社病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。
 - ②公社病院と都立病院や民間医療機関との連携を推進し、適切で効率的な医療サービスを提供すること。
 - ③公社病院については、地域医療の中で果たす役割に鑑み、救急や感染症などの行政的医療にしっかりと取り組むこと。
- (9) 都立3小児病院の移転統合後の地域医療について引き続き注視し、安定した医療提供体制確保に取り組むこと。（病院経営本部）
 - ①多摩北部医療センターにおける小児医療体制については、医師・看護師の増員による複数の救急受け入れ体制の維持とともに、病床数においても需要数を見極めた上で増床を含め準備をすすめること。引き続き都立小児総合医療センターの特別連携病院として運営するとともに、都が責任を持って医師等を派遣し、小児医療体制を維持すること。

二 子育て環境の整備について

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）
- 2 子供家庭支援区市町村包括補助により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に行う子育てに関する基盤整備、サービス充実を支援すること。市町村が、地域の実情に応じて施策を行うことが出来るよう子育て推進交付金を交付すること。（福祉保健局）
- 3 都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進するとともに、質を確保するため指導を実施すること。認証保育所等開設資金無利子貸付事業を実施すること。家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し補助すること。（福祉保健局）
- 4 HTLV-1 ウィルス検診の実施するとともに、陽性者へのきめ細かなサポート体制、母子感染防止対策の徹底に取り組むこと。（福祉保健局）
- 5 認証保育所の施設長や家庭福祉員などへの研修事業、保育人材確保事業を行うこと。（福祉保健局）
- 6 待機児童ゼロを目指し、待機児童解消区市町村支援事業を行うとともに、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、保育所緊急整備事業を実施すること。（福祉保健局）
- 7 マンション等併設型保育所設置促進事業により、賃貸物件への認可保育所設置を促進すること。（福祉保健局）
- 8 認可保育所サービス向上支援事業を実施し、入所定員の増、0歳児保育の実施等、サービスの向上・改善に必要な改修経費を補助する。また、パートタイム勤務や短時間勤務等保護者の就労形態の多様化に対応した定期利用保育を行う区市町村を支援すること。病児・病後児保育を推進し、多様な保育サービス提供を進めること。（福祉保健局）
- 9 認定こども園については、都独自の補助制度を引き続き行うこと。（福祉保健局）
- 10 事業所内保育所の補助期間を10年に延長するとともに、中小企業に対する補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和を引き続き実施し、設置促進を図ること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。（福祉保健局）
- 11 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。（福祉保健局）
- 12 家庭的保育拡大のため、代替保育確保支援事業、補助員雇用支援事業、共同実施型家庭福祉員モデル事業等を実施すること。（福祉保健局）
- 13 一時・特定保育事業に対し補助すること。病児・病後児保育に補助するとともに、保育所における病児・病後児ケアの質向上を図るため相談支援事業を実施すること。また、病児対応型保育施設を核として、病後児対応型、派遣型サービスなどの地域資源を活用したネットワークを構築する病児・病後児保育ネットワーク事業を実施すること。（福祉保健局）
- 14 子供家庭支援センターを設置運営する区市町村に対し、補助するとともに、虐待

ケースの状況把握等的確で組織的対応を行うため、先駆型子供家庭支援センターへの虐待対策コーディネーター配置を支援すること。（福祉保健局）

- 1 5 要支援家庭の早期発見・支援事業を実施し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、適切な支援につなげるよう取り組むこと。出産後のケアを家族などから受けられないなど、特に支援を要する母子に対しサポート体制を確立し、虐待の未然防止を図ること。（福祉保健局）
- 1 6 学童クラブ事業を行う区市町村に対し、補助するとともに、整備費補助、設置促進のための補助を行うこと。開所時間延長や保育士有資格者の配置などを行う都型学童クラブに対し補助すること。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。小学校等の空き教室を学童クラブにするために必要な建物改修等に支援し、教育委員会事業との適切な調整を行いつつ、事業の推進を図ること。地域子育て創生事業を実施し、子育て環境を整備すること。（福祉保健局）
- 1 7 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当を支給すること。（福祉保健局）
- 1 8 企業、大学、NPO、行政などで構成する「子育て応援とうきょう会議」により、社会全体で子育てを支援する気運を高めること。（福祉保健局）
- 1 9 心身障害者（児）医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助、乳幼児医療費助成など各種医療費助成を引き続き実施すること。不妊治療費助成を引き続き実施するとともに、さらに拡大を図ること。（福祉保健局）
- 2 0 医療機関における虐待対応力強化のため院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、研修や普及啓発等を実施し人材を養成すること。（福祉保健局）
- 2 1 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、ファミリーホーム事業を実施すること。また、養護児童グループホームを推進すること。さらに、養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。（福祉保健局）
- 2 2 専門機能強化型児童養護施設制度を引き続き実施し、治療的・専門的ケアを行うこと。児童養護施設の整備を助成し、処遇向上、定員増などに対応できるようにすること。また、自立援助ホームの整備費を補助すること。（福祉保健局）
- 2 3 児童養護施設等人材育成支援事業、子どもの権利擁護専門相談事業を実施すること。また、乳児院養育機能強化促進事業を実施し、小規模グループケア化を促進するとともに、個別ケア職員の配置を支援すること。（福祉保健局）
- 2 4 子ども家庭総合センター（仮称）を整備し、子どもと家庭に係る総合的な相談、支援の実施、困難ケースへの専門的な支援等に取り組むこと。（福祉保健局）
- 2 5 虐待等により重篤な情緒・行動上の問題を有する児童の治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について検討・調査すること。児童自立支援施設の児童療を増設し、1寮あたりの定員を引き下げるよう実施設計及び工事を行うこと。（福祉保健局）
- 2 6 児童相談所を運営するとともに、児童福祉司、児童心理士を増員すること。また児童相談所の増設等適正配置についても検討すること。（福祉保健局）

- 27 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業補助を実施すること。
(福祉保健局)
- 28 ひとり親家庭等在宅就業支援事業、高等技能訓練促進事業を拡充し、ひとり親家庭の自立促進を支援すること。(福祉保健局)
- 29 母子生活支援施設の入所者の処遇向上を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し助成を行うこと。また、婦人保護施設の入所者の処遇向上を図るため施設整備への補助を行うこと。(福祉保健局)
- 30 区市町村が行う妊婦健康診査事業にかかる経費の一部を補助し、妊婦の健康管理、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ること。(福祉保健局)

三 心身障害者(児)福祉の推進について

- 1 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホーム・ケアホームへの運営費補助を行うこと。開設準備経費についても補助すること。(福祉保健局)
- 2 障害者(児)施設の重点的整備を進めるため、グループホーム・ケアホーム、重度心身障害者グループホーム、短期入所事業、生活介護や就労移行支援・重症心身障害児(者)通所事業などの日中活動の場、障害者支援施設、福祉的就労の場の経営改革などを特別に補助すること。(福祉保健局)
- 3 東京都障害者自立支援基盤整備事業を実施し、消防法令上必要な消防設備の設置、新体系サービス事業基準に適合させるための施設等の改修、備品購入等に要する経費を補助すること。(福祉保健局)
- 4 心身障害者(児)の日常生活を支援するために、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護などを実施する居宅介護等事業を実施すること。重度脳性麻痺者介護事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 障害者(児)を緊急に一時保護する、障害者(児)ショートステイ事業を引き続き実施するとともに、拡充を検討すること。さらに特に医療ニーズが高い重症心身障害児(者)のショートステイ受け入れ促進のため、高い技術を持った看護師を支援員として配置すること。(福祉保健局)
- 6 重症心身障害児(者)への支援として、訪問事業や通所委託確保など、適切な療育環境を提供すること。民間の医療型施設の重症心身障害児通所委託受け入れ促進員配置を支援すること。重症心身障害児在宅療育支援事業を実施すること。(福祉保7健局)
- 7 重症心身障害児施設の看護師確保緊急対策として、職場勤務環境改善事業、療育チーム力の向上のため認定看護師等養成機関への派遣などに取り組み、専門性の高い職員確保に取り組むこと。さらに復職支援などのキャンペーンを行うこと。(福祉保健局)
- 8 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。発達障害者支援体制整備推進事業を実施し、専門的人材育成等を行うこと。また、区市町村発達障害者支援体制整備促進事業を実施し、早期発見早期支援のためのシステム構築等を推進すること。
(福祉保健局)

- 9 高次脳機能障害者に適切な支援が提供されるよう、専門的な相談支援、地域ネットワークの構築、人材育成、専門的リハビリテーションの充実など、高次脳機能障害者支援普及事業を実施すること。区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援を充実すること。（福祉保健局）
- 10 区市町村が地域の実情に応じて、障害者分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることができるよう、障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施し、成人期の発達障害者支援への先駆的な取り組みなど新たなメニューを加えること。（福祉保健局）
- 11 区市町村が地域の実情に応じて、障害者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう引き続き補助すること。（福祉保健局）
- 12 小規模作業所等の経営基盤強化のため、専門知識を持つ協力員の派遣など、法内施設化促進事業を実施するとともに、自立支援事業に移行した法人に対し運営費の補助を行うなど安定化策を講じること。（福祉保健局）
- 13 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、雇用にチャレンジ事業、障害者就労支援体制レベルアップ事業、障害者職場実習ステップアップ事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施すること。（福祉保健局）
- 14 離職障害者職場実習事業を実施し、障害者の就労を支援するとともに中小企業での障害者雇用を促進すること。（福祉保健局）
- 15 精神科医療機関就労支援研修事業を実施し、精神障害者の就労および職場定着を支援すること。（福祉保健局）
- 16 工賃アップセミナー事業を実施し、都内福祉施設の工賃水準を向上させるよう取り組むこと。（福祉保健局）
- 17 障害者施設等の介護職員等が適切にたん吸引等の医療的ケアを行うことができるよう研修を実施すること。（福祉保健局）
- 18 盲ろう者通訳派遣事業、盲ろう者支援センター事業を実施し、盲ろう者のコミュニケーション、移動を確保し、社会参加を促進すること。（福祉保健局）
- 19 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。（福祉保健局）
- 20 障害者自立支援法の施行に伴う東京都障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を引き続き実施するとともに、障害者の生活実態に即した自立支援策、所得保障を実現するよう国に対し働きかけること。（福祉保健局）
- 21 障害者の社会参加促進のため、障害者IT支援総合基盤整備事業を充実・強化するとともに、身体障害者補助犬給付事業を行うこと。（福祉保健局）
- 22 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により障害者の経済的基盤の確保を図ること。（福祉保健局）
- 23 障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業を実施すること。（福祉保健局）
- 24 都外施設の安定運営を確保するため適切な補助を行うこと。また、都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施する

こと。(福祉保健局)

- 25 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地取得費貸付事業を実施するとともに引き続き補助率3/4とすること。(一部再掲)(福祉保健局)
- 26 精神障害者措置入院患者の医療費公費負担を行うとともに、通院医療費助成、小児精神患者等医療費助成を実施すること。(福祉保健局)
- 27 精神科救急の相談事業を、医療機関が開いている昼間にも拡充し、必要に応じた迅速な精神科救急医療が受けられるようにすること。(福祉保健局)
- 28 子どもの発達に沿って、家庭、学校、地域、一般クリニック、精神科クリニック等での早期発見、早期支援体制の構築を図ること。(福祉保健局・教育庁)
- 29 地域精神科医療ネットワークモデル事業、アウトリーチ支援事業、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。(福祉保健局)
- 30 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。(福祉保健局)
- 31 精神科救急医療情報センター整備事業を実施し、調査情報の共有化、措置医療と救急医療との連携を一層強化し、精神科救急システムのより効果的な運用を図ること。(福祉保健局)
- 32 夜間こころの電話相談事業を実施し、行政機関等とつながりにくい夜間の相談体制を整備すること。(福祉保健局)

四 高齢者福祉の推進について

- 1 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への移行を支援するとともに医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養環境整備を図ること。(福祉保健局)
- 2 都内高齢者の生活実態に即して、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画改定を行うこと。(福祉保健局)
- 3 都市部におけるディサービス等に関する調査研究事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 不足する介護基盤整備促進のため、特別養護老人ホームへ等社会福祉施設整備への助成を充実させ、計画達成に向け取り組むこと。また、特別養護老人ホームへの用地助成を復活させること。
- 5 認知症高齢者等への支援として、認知症対策推進事業、認知症対策連携強化事業、高齢者権利擁護推進事業、看護職認知症対応力向上研修事業を実施すること。認知症疾患医療センターを2次保健医療圏に一つを目標として設置すること。若年性認知症支援モデル事業を実施し、若年性認知症への支援構築を図ること。(福祉保健局)
- 6 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業を実施すること。また、シルバーパスの対象交通機関を拡大するなど、さまざまな方策を検討しさらなる高齢者の社会参加促進策を行うこと。(福祉保健局)

- 7 ケア付き住宅と同様の安心を住み慣れた住宅で確保できるよう地域高齢者の相談受付や見守り情報の収集、地域包括支援センターとの情報共有、緊急通報システムによる見守り支援等を行うこと（シルバー交番設置）。また、区市町村による実施についても支援すること。（福祉保健局）
- 8 地域住民が中心となって実施するサポート組織の立ち上げ、運営、及び生活支援サービスを支援することで地域の新たなつながりを創出する「新しい互助」創造モデル事業を実施すること。（福祉保健局）
- 9 訪問看護ステーションサテライト推進事業を実施し、訪問看護のサービス量確保を図ること。（福祉保健局）
- 10 在宅医療と介護との連携を含めたケアマネジメントの充実に取り組むとともに、介護支援専門員の資質向上に向けた具体策を検討すること。（福祉保健局）
- 11 高齢者の在宅療養生活を支える人材育成支援事業を実施し、訪問リハビリテーションの人材育成、介護支援専門員への在宅療養サービスの普及啓発を図ること。（福祉保健局）
- 12 介護施設等における人材確保育成のため、たん吸引等のための研修事業、処遇改善事業を実施すること。また、現任介護職員の資格取得支援事業を実施し、介護職員の育成とサービスの質向上を図ること。（福祉保健局）
- 13 E P A（経済連携協定等）に基づく外国人介護福祉士の受け入れ支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 14 特養等施設の開設準備に必要となる訓練期間中の職員雇いあげ費用や地域説明会に要する経費を補助すること。また、施設用地確保のための定期借地権の一時金を助成して、設置を促進すること。（福祉保健局）
- 15 高齢社会対策区市町村包括補助事業を引き続き実施するとともに、新たに認知症デイサービスセンター延長（通所介護終了後の延長サービス、休日対応）なども対象とするなど一層の充実を図ること。（福祉保健局）
- 16 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 17 都立高齢者施設等の適切な運営を行うとともに、健康長寿医療センターの整備、支援を行うこと。（福祉保健局）
- 18 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム緊急整備、ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助すること。都市型経費老人ホーム整備費補助を実施し、低所得で要介護・要見守りの高齢者向けの設置促進を図ること。また、医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業を実施すること。（福祉保健局）
- 19 特養併設以外の老人短期入所施設の整備に要する費用の一部を補助し、ショートステイ整備を促進すること。また、共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業を実施し、高齢者と共同住宅の若年世代との混住を進めること。（福祉保健局）
- 20 スプリンクラーの設置が義務づけられた既存施設等に対し、防火設備費用を補助し、介護施設の防火対策を強化すること。（福祉保健局）

- 2 1 地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の介護拠点の創設や増設に対し補助すること。（福祉保健局）
- 2 2 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業を引き続き実施し、低所得者の負担を軽減すること。（福祉保健局）

五 健康の保持増進について

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止！東京キャンペーン、ゲートキーパー養成事業、相談支援のネットワーク構築を行うこと。（福祉保健局）
- 2 うつ診療レベルアップ研修、未遂者支援対策事業、遺族支援対策事業を実施すること。自殺相談電話を設置すること。（福祉保健局）
- 3 総合精神保健福祉センターの専門機関としての機能を生かし、自殺対策に従事する職員等の専門的能力を育成するなど人材育成に取り組むこと。（福祉保健局）
- 4 地域自殺対策緊急強化基金を活用して、区市町村や民間団体等の活動を支援し、地域における自殺対策力を強化すること。（福祉保健局）
- 5 自殺対策インターネット相談事業を実施し、民間団体が実施するインターネットによる相談事業を支援すること。（福祉保健局）
- 6 地域保健サービス体制充実のため、区市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。また、保健所再編後の多摩地域の現状について、新たな感染症への対応などを加味して検証するとともに、自治体、医療関係者等の意見を聴いて体制の拡充を図ること。（福祉保健局）
- 7 糖尿病予防のための普及啓発事業を実施し、生活習慣の改善、治療継続の必要性に関する啓発を行い、糖尿病の発症や重症化・合併症の予防を図ること。（福祉保健局）
- 8 健康増進法に基づく区市町村補助事業を実施し、区市町村が行う健康増進事業に対し補助すること。（福祉保健局）
- 9 難病対策として、認定難病等に対して医療費を助成するとともに、居宅生活支援や訪問診療、在宅難病患者緊急一時入院、在宅難病患者医療機器貸与・整備事業など在宅難病患者対策を充実すること。また、難病相談・支援センター事業を実施すること。（福祉保健局）
- 1 0 臓器移植の推進及び移植体制確立のため、普及啓発、組織適合性検査費の助成、臓器移植コーディネーター設置などを行うこと。（福祉保健局）
- 1 1 ウィルス肝炎受療促進集中戦略として、新たに肝疾患診療連携拠点病院を指定し診療体制の強化および治療水準の均てん化をはかるなどの診療ネットワーク整備事業、インターフェロン治療に医療費を助成する肝炎治療推進事業を実施すること。さらに、法に基づく肝炎ウィルス検診を受けられなかった又は再検査の必要がある方に対し、検診受診の機会を確保するため都保健所で検診を実施するとともに、受診促進事業を行うこと。また、慢性肝炎等患者及び家族の支援を行うこと。（福祉保健局）
- 1 2 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険サービス利用等助成事業を実施すること。健診の内容・検査方法の改善に取り組むこと。（福祉保健局）

- 1 3 心身障害者（児）医療費助成、小児疾病等医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助、乳幼児医療費助成など各種医療費助成を引き続き実施すること。また、不妊治療費助成を引き続き実施するとともに、さらなる拡大を図ること。（再掲）（福祉保健局）
- 1 4 国民健康保険事業の円滑な運営のため、運営費補助を行うこと。国保組合についても引き続き補助を行うこと。（福祉保健局）
- 1 5 山間部及び島しょでの水質改善等のため、町村が行う簡易水道事業等の整備を補助すること。（福祉保健局）

六 生活環境の安全確保について

- 1 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を行うとともに、食の監視検査体制を充実強化すること。輸入食品対策、広域流通食品監視・検査を実施すること。また、都民・事業者・行政が、食品安全対策の理解と推進にも取り組む機関を設置するなど、リスクコミュニケーションを充実すること。（福祉保健局）
- 2 食品衛生自主管理認証制度を実施し、事業者の自主的な衛生管理を推進すること。食の安全・安心確保緊急対策として、新たな違反事例に係る情報収集と検査法開発等により、監視・検査の初動体制の強化を図るとともに、都民・事業者への情報発信と普及啓発を充実すること。（福祉保健局）
- 3 輸入食品対策として、輸入業者への監視指導及び残留農薬など輸入食品の検査等を実施すること。また、都全域を対象として、大規模製造業や流通拠点等に対し監視指導や収去検査等を行うこと。市場衛生検査を行うこと。（福祉保健局）
- 4 アレルギー物質を含む食品表示の徹底、健康被害の未然防止のため、輸入、製造、販売の各段階における表示の監視指導及び収去検査を行うなど、総合的なアレルギー対策を推進すること。（福祉保健局）
- 5 食中毒対策として、病因物質の特定、汚染経路の調査、事業者の自主的な衛生管理推進のための指導を行うこと。（福祉保健局）
- 6 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置などを行うとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。（福祉保健局）
- 7 健康食品による都民への危害発生を未然に防ぐため、業者指導や都民への普及啓発に係る事業を強化、推進すること。（福祉保健局）
- 8 医薬分業等を推進するため、かかりつけ薬局の育成、医薬品管理センター等における医薬品供給等の情報ネットワーク構築などに取り組むとともに、薬局における医薬品提供や相談機能に関する情報提供を推進すること。また、医薬品や医療機器等の品質、有効性・安全性を確保するため薬局や医薬品等販売業者、製造業者等に対し、監視指導を行うこと。（福祉保健局）
- 9 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して指導・取締りを強化すること。（福祉保健局）
- 1 0 健康安全研究センターについては、試験検査、研究、技術研修などに必要な機器

・人員を確保するとともに、東京における検査精度の向上のため取り組むこと。（福祉保健局）

1 1 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかった患者に対し、大気汚染健康障害者医療費助成を行うこと。また、大気汚染物質とぜん息発症に関する影響調査を実施すること。（福祉保健局）

1 2 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。また、感染症を媒介する蚊の防除対策を推進するとともに、アジア感染症対策プロジェクトによりアジア大都市の行政機関、医療機関、研究機関等の医師、研究者等による人的ネットワークを構築すること。（福祉保健局）

1 3 動物愛護事業を推進するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。感染症を媒介する蚊のサーベイランスを行うとともに、発生時の防除体制を確立すること。（福祉保健局）

1 4 新型インフルエンザ対策として、医療物資の確保、医療体制の整備、感染症指定病院への補助、検査体制の強化、都民への普及啓発、東京都医学研究機構での基礎研究推進に取り組むこと。（福祉保健局）

1 5 新型インフルエンザの入院医療体制を確保するため、患者の受入を行う医療機関に対し、施設及び医療資器材の整備に補助すること。（福祉保健局）

1 6 新型インフルエンザ等感染症の疑い患者の診療及び確定診断までの一時受入を行う医療機関確保のため、外来・経過観察室の陰圧化等の整備に対し補助すること。（福祉保健局）

1 7 救急搬送サーベイランスを実施し、患者の症状等の情報を迅速に収集・解析して、異常の発生をいち早く探知するよう取り組むこと。（福祉保健局）

1 8 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むこと。（福祉保健局）

1 9 結核医療費助成を実施するとともに、結核予防推進プラン促進事業、結核地域医療ネットワーク推進事業を実施すること。（福祉保健局）

2 0 ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンなどの任意予防接種については、国の定期接種化に向けた議論や補助事業の予算化などの動向を注視するとともに、各区市町村で補助事業が適切に行われるよう、都としても必要な支援を行うこと。（福祉保健局）

七 新しい福祉を支える基盤づくりについて

1 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進区市町村包括補助を行い、基盤整備、サービスの充実を支援すること。（福祉保健局）

2 地域福祉推進事業補助により区市町村が地域の社会資源を有効に活用して福祉サービス事業を実施できるよう支援すること。さらに、地域福祉振興事業補助を充実し、民間団体への助成が一層行われるよう取り組むこと。（福祉保健局）

3 福祉人材の養成・確保策として、介護福祉士等修学資金の貸与事業を実施するとともに、制度の一層の拡充等を検討すること。（福祉保健局）

- 4 福祉人材の育成や継続的な就労を支援するとともに、潜在している有資格者の就業をすすめるなど人材確保に取り組むこと。（福祉保健局）
- 5 経営者・チームリーダー層等マネジメント促進事業を実施し、社会福祉事業のマネジメント強化、経営および運営の適正化を図ること。（福祉保健局）
- 6 住宅手当緊急特別措置事業を実施し、住宅を喪失の危機に瀕する方に住宅手当を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行うこと。（福祉保健局）
- 7 生活保護世帯に対し適切な援護を行うこと。また、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うとともに、効果的な支援手法等の開発に向けた調査研究、その成果の普及に取り組むこと。さらに、被保護者である精神障害者の社会的入院を解消し地域生活への移行を支援するため退院促進支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 8 区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。また、地域福祉権利擁護事業を実施するとともに、苦情対応事業を実施すること。（福祉保健局）
- 9 ノンステップバスの整備を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備促進事業、とうきょうトイレ整備事業を実施することにより、だれもが社会参加できるまちづくりを推進すること。また鉄道駅エレベーター等整備事業により、エレベーターの設置を促進すること。（福祉保健局）
- 10 路上生活者の自立支援として、緊急一時保護センター事業、自立支援センター事業、巡回相談など、公園等生活者が地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。路上生活者の調査は、正確な状況をつかむため夜間に調査すること。（福祉保健局）
- 11 住居を失ったホームレス又はホームレスになる恐れのある方に雇用機会の提供等とあわせ借り上げ住居の提供など生活支援を行う、緊急就労・居住支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 12 新生活サポート事業を行い、多重債務により生活が困難な者への相談、資金貸し付けを行うこと。また、社会的養護が必要な者に対して就職等の際に必要な資金の貸し付け、相談援助を行うこと。（福祉保健局）
- 13 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を実施し、都内に拠点相談所を設置し、低所得者・離職者等に対する生活・住居・就労相談を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行い、安定した居住・生活の促進を図ること。（福祉保健局）
- 14 受験生チャレンジ支援貸付事業を行い、学習塾の受講料、大学等の受験料の貸付を行い低所得世帯の子どもを支援すること。（福祉保健局）
- 15 地域生活定着支援事業を行い、刑務所等出所予定の障害者等に対し、福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターを設置すること。（福祉保健局）
- 16 中国残留邦人およびその家族の生活実態について調査を行い、雇用、住宅、教育など全庁的な体制での支援を行うこと。また、市区町村の地域生活支援事業の実施について、積極的に支援すること。（福祉保健局）
- 17 災害被災者に対し区市町村が行う災害援護資金貸付に要する経費を負担すること。また、三宅島火山活動災害による被災者が帰島する際の住宅新築、修繕等に要する経

費に対し支援金を支給すること。（福祉保健局）

- 18 白髭東倉庫昇降機設備改修工事をおこない、老朽化した昇降機設備を改修すること。（福祉保健局）
- 19 東京都医学系総合研究所（仮称）を整備し、医学的課題に迅速かつ効果・効率的に応えられるよう取り組むこと。（福祉保健局）
- 20 監察医務院、看護専門学校、荏原看護専門学校、北多摩看護専門学校、多摩立川保健所、多摩府中保健所、島しょ保健所（三宅島出張所、八丈出張所）の改築、整備等を行うこと。（福祉保健局）
- 21 墨田児童相談所、立川児童相談所一時保護所の改築工事のため、実施設計を行うこと。（福祉保健局）
- 22 府中療育センターの全面改築に向けて調査すること。老朽化している北療育センター城北分園を改築すること。（福祉保健局）
- 23 健康危機管理センター（仮称）を整備し、新たな感染症の脅威・不正薬物の乱用、食品安全などさまざまな課題への対応を図ること。（福祉保健局）
- 24 精神科救急医療情報センター整備事業の実施設計を行うこと。（福祉保健局）
- 25 要介護者等火災時に自力で避難できない方が入所している宿泊所に対し、スプリンクラー等の設置費用を助成し、入所者の安全を確保すること。（福祉保健局）
- 26 民間社会福祉施設、医療施設の耐震化促進のため補助すること。また災害拠点病院施設整備費補助を行い、24時間対応可能な緊急体制等を整備すること。（一部再掲）（福祉保健局）
- 27 都用地活用による福祉施設整備を促進するため、地代についてはさらなる減額を検討すること。（福祉保健局）
- 28 災害弱者が多く利用する社会福祉施設や医療施設等の耐震化促進のため、戸別訪問等のローラー作戦により、補助制度の案内やアドバイザーの派遣など対策をすすめること。（福祉保健局）

Ⅲ 未来の力を育てる教育を実現する

重点事項

二 教育の質向上・学校教育指導の充実について

- 3 教職員健康管理システム、メンタルヘルスチェックシートの導入などによる教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。（教育庁）
- 4 公立小・中学校の業務処理調査研究事業を実施し、校長、副校長、教員の業務負担軽減に取り組むこと。（教育庁）

三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実について

- 5 発達障害を含む障害ある幼児・児童生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、特別支援学校が抱える課題の解決とともに、特別支援教育の充実を図るよう、東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画を着実に推進すること。また、特別支援学校の再編、特に併置にあたっては各障害の特性を理解した上で安全で快適な学校生活が送れるよう、配置等を工夫すること。（教育庁）

四 子どもの安心安全の確保について

- 3 インターネット・携帯ネットの適正な利用に関する啓発・指導を行うとともに、情報の取捨選択を判断し使いこなすためのメディアリテラシー・情報モラル教育に取り組むこと。（教育庁）

五 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組みについて

- 1 子どもの自尊感情を高めるための教育として、奉仕体験活動を更に推進すること。また、外部委員による委員会での検討など、様々な取り組みを実施し、道徳教育の充実化を図ること。（教育庁）
- 2 学習のつまづきを防ぎ、義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、学力向上を図る悉皆調査の実施、習熟度別少人数指導実践研究推進校の指定を実施すること。（教育庁）

六 学校の施設設備の整備について

- 1 小中学校の冷房化を集中的に推進するための財政支援を講じること。（教育庁）

七 私立学校の振興について

- 3 私立幼稚園等就園奨励特別補助の継続・拡充を図り、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くした結果として負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）

- 4 私立高等学校等特別奨学金補助は、補助対象世帯の所得制限幅を広げること。
(生活文化局)
- 7 私立学校の安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を引き続き行い、耐震化を着実に進めること。(生活文化局)
- 8 私立学校省エネ設備等導入モデル事業を実施すること。また、遊具等の整備費補助を実施すること。(生活文化局)

一 家庭と地域の教育力の向上について

- 1 家庭の教育力向上のため、学校と家庭の連携推進事業と乳幼児期からの子どもの教育プロジェクト、また、公立学校における食育推進として、栄養教諭の配置や食育研究を推進すること。(教育庁)
- 2 食育の一環として、地域と連携した地産地消給食の推進、農業体験の推進を実施すること。(教育庁)
- 3 幼稚園・保育所での教育的機能を向上させるため、就学前教育に取り組むこと。(教育庁)
- 4 都民参加による地域の教育力向上のため、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。(教育庁)

二 教育の質向上・学校教育指導の充実について

- 1 東京教師養成塾、都県の枠を超えた教員採用選考の実施、東京教師道場、各種研修、授業研究など教員の資質向上に取り組むこと。また、若手教員の育成のため育成プログラムを実施するなどして取り組むこと。(教育庁)
- 2 教育の質を高めるため、教職大学院への派遣を進めるとともに、海外派遣を行い諸外国の教育制度等を調査研究すること。(教育庁)
- 3 教職員健康管理システム、メンタルヘルスチェックシートの導入などによる教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。(教育庁)
- 4 公立小・中学校の業務処理調査研究事業を実施し、校長、副校長、教員の業務負担軽減に取り組むこと。(教育庁)
- 5 特色ある学校づくりの推進として、都立高校改革の推進、自律的な学校経営の確立、多様な選抜方法の推進に取り組むこと。(教育庁)
- 6 即戦力となる「ものづくり人材」の育成のため、都立工業高校において企業実習を充実させること。(教育庁)
- 7 教育における地域との協働では、学校長の意識による部分が大きいいため、積極的な取り組みを行うよう指導すること。(教育庁)
- 8 外部人材を積極的に活用するため、教育庁人材バンク事業、中学校部活動の外部指導員導入促進補助、肢体不自由特別支援学校への介助専門家導入を実施すること。(教育庁)
- 9 中学校の武道・ダンス必修化に向けて、専門的外部人材活用事業を実施すること。(教育庁)

- 10 公立小中学校及び都立学校において、外部人材を活用した補習を充実させること。
(教育庁)
- 11 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、東京の活性化、問題解決に資する魅力ある大学にしていくこと。また優秀な海外留学生の受入によって、東京を始めとしたアジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。(総務局・知事本局)

三 特別な支援を必要とする子どもの教育の充実について

- 1 特別な支援を必要とする子どもの教育充実のため、個別の教育支援計画作成、臨床発達心理士の配置を実施すること。特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域の学校との連携・専門的助言ができるよう取り組むこと。(教育庁)
- 2 聴覚障害特別支援学校において、教育 IT を活用した教育、教育相談の充実、早期乳幼児指導における専門家活用に取り組むこと。(教育庁)
- 3 「難聴」の児童生徒に対し、障害特性を十分に理解した指導のできる教員の養成と安定的な配置を実施すること。また、難聴学級の適正な配置を進めること。
- 4 自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーターの育成・配置など適切な対策を講じること。(教育庁)
- 5 発達障害を含む障害ある幼児・児童生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、特別支援学校が抱える課題の解決とともに、特別支援教育の充実を図るよう、東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画を着実に推進すること。また、特別支援学校の再編、特に併置にあたっては各障害の特性を理解した上で安全で快適な学校生活が送れるよう、配置等を工夫すること。(教育庁)
- 6 発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発を行うこと。また、区市町村と連携し、特別支援教室の全校配置実現に向け、取り組みを進めること。(教育庁)
- 7 海外帰国生徒教育を推進すること。外国人児童・生徒の保護者向け就学パンフレット、英語・中国語・韓国・朝鮮語などによる児童・生徒相談事業を実施すること。(教育庁)
- 8 日本語学級の設置、日本語指導法の開発、外部人材による授業補助、都立高校への入試配慮を行うこと。(教育庁)
- 9 精神疾患について、教師やカウンセラーが精神疾患を正しく理解し、正しい知識を持つための研修を実施することで、中・高校生において発症の早期発見、早期支援を行っていくこと。(教育庁)
- 10 小1プロブレム対策の加配は、就学前教育の不備による短期的な問題ではなく、発達障害に起因する場合も多いため、小1に限定した問題とせず、発達障害児・生徒支援としての政策に展開を図ること。(教育庁)

四 学校における子どもの安心安全の確保について

- 1 地域ぐるみの学校安全体制推進事業、学校における安全教育の推進に取り組むこと。また、消費者教育の推進にも取り組むこと。(教育庁)
- 2 放課後子ども教室については、運営スタッフの確保や育成等の課題改善に向けしつ

かりと取り組むこと。（教育庁）

- 3 インターネット・携帯ネットの適正な利用に関する啓発・指導を行うとともに、情報の取捨選択を判断し使いこなすためのメディアリテラシー・情報モラル教育に取り組むこと。（教育庁）
- 4 緊急地震速報システムの活用、校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に取り組むこと。（教育庁）
- 5 新型インフルエンザ対策として、対応策を徹底し、幼児・児童・生徒及び家庭に対し正しい情報を伝達すること。また、教職員を対象とした講習会を実施すること。（教育庁）

五 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立への取り組みについて

- 1 子どもの自尊感情を高めるための教育として、奉仕体験活動を更に推進すること。また、外部委員による委員会での検討など、様々な取り組みを実施し、道徳教育の充実を図ること。（教育庁）
- 2 学習のつまづきを防ぎ、義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、学力向上を図る悉皆調査の実施、習熟度別少人数指導実践研究推進校の指定を実施すること。（教育庁）
- 3 公立小中学校及び都立高校における補習の充実に取り組むこと。また都立高等学校学力向上開拓推進事業により、学力開拓推進校を指定すること。（教育庁）
- 4 都立高校の進学対策として、学習指導員の活用、教員研修の実施、分析集・教材集の作成を実施すること。
- 5 都立学校 I C T 計画により、校内 L A N ・教育用 I T 機器の整備を行うこと。教員研修の推進、教材コンテンツ等の整備を行うこと。（教育庁）
- 6 少人数指導・習熟度別指導を実施し、教員加配人数は縮小しないこと。また、国の 3 5 人学級の制度が実現しなかった場合は、現行の「学級維持制度」を継続すること。（教育庁）
- 7 登校支援員活用事業の継続・拡大を図ること。（教育庁）
- 8 論理的思考力や言語能力の向上を図るため、言語能力向上推進事業を実施すること。（教育庁）
- 9 新しい学校づくり重点支援事業を推進すること。（教育庁）
- 10 心の東京革命教育推進プラン事業を推進すること。スクールカウンセラー事業を利用したスクールカウンセラー配置を拡充すること。（教育庁）
- 11 学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察 O B などの専門家と連携し、24時間電話相談など、問題行動対策事業を推進すること。（教育庁）
- 12 スポーツ教育推進のため、スポーツ教育推進校の指定、トップアスリート学校派遣、体育非常勤講師配置などを行うこと。また、都立学校における部活動指導の充実などに取り組むこと。（教育庁）
- 13 子どもの体力向上のため、児童・生徒の体力の実態調査を行うなど、総合的な基礎体力向上策を実施すること。（教育庁）

- 1 4 特別支援学校における就労支援として、民間を活用した企業開拓、東京都就労支援員の配置を実施すること。（教育庁）
- 1 5 日本の伝統・文化理解教育推進に取り組むこと。また、都立高校の日本史必修化に伴い、内容を充実させること。（教育庁）
- 1 6 都立高校生の海外派遣を行うなど、国際理解教育の推進に取り組むこと。（教育庁）
- 1 7 ユース・プラザ整備等事業を実施すること。（教育庁）

六 学校の施設設備の整備について

- 1 小中学校の冷房化を集中的に推進するための財政支援を講じること。（教育庁）
- 2 特別支援学校の冷房化など、学習環境確保に取り組むこと。（教育庁）
- 3 公立小中学校等の耐震化支援を実施し、早急に耐震化を推進すること。（教育庁）
- 4 環境教育（CO₂削減）推進事業、都立高校の環境改善、太陽光発電型や自然共生型など、地域や学校事情に合わせたスクールエコ化に取り組むこと。（教育庁）
- 5 定時制高校生徒が始業前に自主学習ができるよう、場所の確保につとめること。また、生徒の生活面を含めた支援ができるよう取り組むこと。（教育庁）
- 6 都立学校の校舎改築、大規模改修、増改修、老朽校舎の改築等、施設設備の適切な維持管理に取り組むこと。（教育庁）
- 7 産業教育設備の整備を実施すること。（教育庁）

七 私立学校の振興策の強化について

- 1 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助を充実すること。（生活文化局）
- 2 私立幼稚園教育振興事業費補助と認定こども園運営費等補助を引き続き実施すること。（生活文化局）
- 3 私立幼稚園等就園奨励特別補助の継続・拡充を図り、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くした結果として負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）
- 4 私立高等学校等特別奨学金補助は、補助対象世帯の所得制限幅を広げること。（生活文化局）
- 5 私立幼稚園における心身障害児教育の更なる充実を図るため、私立幼稚園障害児教育事業費補助を拡充すること。（生活文化局）
- 6 預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。（生活文化局）
- 7 私立学校の安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を引き続き行い、耐震化を着実に進めること。（生活文化局）
- 8 私立学校省エネ設備等導入モデル事業を実施すること。また、遊具等の整備費補助を実施すること。（生活文化局）

IV 環境の持続可能性を確保する

重点事項

一 都市と地球の持続可能性の確保について

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を適正に運用するとともに、グリーンイノベーションの実例の効果的な発信など、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。（環境局）
- 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制や報告書制度を活用した助成制度の拡充をはじめ、CO₂排出削減設備の導入に対する補助制度や低利融資制度、顕彰制度の創設などに取り組むこと。（環境局）
- 5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）
- 6 都市づくりにおけるCO₂削減策をさらに推進すること。特に、自動車のCO₂削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）といった次世代自動車などの普及促進を図ること。（環境局）

五 都市の緑と自然環境の保全・再生について

- 3 小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産登録推進事業を進めること。（環境局）
- 5 東京都として生物多様性戦略に対し、基本的な考え方を示すとともに、東京の生物多様性を維持するため、区市町村と連携して事業を積極的に進めること。（環境局）

一 都市と地球の持続可能性の確保について

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を適正に運用するとともに、グリーンイノベーションの実例の効果的な発信など、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。（環境局）
- 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制や報告書制度を活用した助成制度の拡充をはじめ、CO₂排出削減設備の導入に対する補助制度や低利融資制度、顕彰制度の創設などに取り組むこと。（環境局）
- 3 家庭での温暖化対策の推進に向けて、家庭の省エネ相談員制度や地域の中小家電店との連携による省エネマイスター制度を一層充実させ、その活動を推進するとともに、

地域の工務店などを評価する省エネ住宅供給事業者認定制度を創設すること。（環境局）

4 環境家計簿など家庭部門におけるCO₂削減や中小企業などのCO₂削減を着実に進めるために、基礎的自治体である区市町村を通じて地球温暖化対策を促すこと。

（環境局）

5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）

6 都市づくりにおけるCO₂削減策をさらに推進すること。特に、自動車のCO₂削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）といった次世代自動車などの普及促進を図ること。（環境局）

7 持続可能な環境交通の実現を目指して、臨海エリアなどで、地域特性に応じた環境交通施策の展開を図るとともに、ITS（高度道路交通システム）を活用して、局地的な汚染地域の解消に向けた施策を展開すること。また、物流分野での人材育成に取り組むとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）

8 都庁における温暖化対策の率先行動として、都有施設における電気のグリーン購入や先進的な省エネ技術を活用した自然公園整備などを進めること。また、中央防波堤外側埋め立て処分場で廃棄物から発生するランドフィルガス（LFG）の活用を進めること。（環境局）

9 セラミック系材料等を活用した省エネの都市環境システムの構築を進めるとともに、「超先進省エネ・再エネ技術」の実用化・普及促進を図ること。併せて、日本の環境技術を世界に発信すべく取り組むこと。（環境局）

10 気候変動における適応状況調査を実施すること。また、フードマイレージやカーボンフットプリントなどの制度普及をはじめ、環境問題に配慮する消費行動促進支援事業を展開すること。（環境局）

11 環境金融を進めるために、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融資の拡大などを働きかけること。（環境局）

二 健康で安全な環境の確保について

1 廃棄物の物流（静脈物流）の効率化・高度化を進めるとともに、健全な静脈ビジネスの発展に向けた支援を行うこと。また、携帯電話に加え、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類における希少金属のリサイクルを推進すること。さらに、レア・アースのリサイクルに関する研究を進めること。（環境局）

2 大気汚染物質のさらなる排出削減に向けて、大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する対策を推進するとともに、揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組むこと。また、船舶からの排出ガス削減に向けて、陸上電力の供給の効果を検証すること。（環境局）

3 騒音・振動等の対策として、航空機騒音監視体制を拡充すること。（環境局）

- 4 土壌汚染対策として、中小事業者が汚染の状況に応じて適切な対策を実施できるよう土壌汚染対策技術支援制度を創設すること。また、P C B廃棄物の適正管理と処理を推進するため、中小企業における微量P C B廃棄物の適正化に向けた支援を行うこと。（環境局）
- 5 廃棄物の発生段階である建物解体工事の現場指導等により、産業廃棄物の不法投棄対策を進めること。（環境局）
- 6 各区市町村で一般廃棄物の減量、リサイクル推進が行われているが、都としても国へ働きかけるなど、企業の拡大生産者責任を含め、資源循環型社会の構築に向けて取り組むこと。（環境局）
- 7 東京都から23区へごみ処理行政が移管されたことを受け、焼却炉の建設や補修等の場合における広域支援について、区部と多摩地域との連携が図れるよう、都としてその仲介を図ること。（環境局）

三 安心な水の供給について

- 1 将来人口推計や関連する社会指標・経済指標など、最新データを用いて水需要予測を見直し、八ツ場ダムへの必要性を検証するなど、これまでの水源確保のための施策を再検討すること。（水道局）
- 2 安全でおいしい水の供給に向けて、利根川水系の全浄水場に高度処理水を順次導入すること。また、直結給水方式の普及促進を図ること。（水道局）
- 3 安定給水を確保のために、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。また、水道局震災対策事業計画に基づいた送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図ること。さらに、民有林のモデル購入を進めること。（水道局）
- 4 広域的な事業運営を図るために、多摩地区水道の広域的な経営に取り組むこと。また、国際的な水問題への対応として、職員の派遣や技術・ノウハウの発信など、国際貢献を進めるとともに、都民への説明責任を果たせる体制をつくること。（水道局）
- 5 低炭素型の水道事業を展開していくために、残留塩素の低減化と送配水過程におけるエネルギーの効率化を目指した新しい水供給システムを構築すること。（水道局）
- 6 水道文化の継承を図るために、小中学校の水飲栓直結給水化をモデル事業として実施すること。また、玉川上水の整備・保全を図ること。（水道局）
- 7 水道局とPUCとの委託契約やPUC出資会社への再委託などのあり方については、都民に誤解を与えることのないよう見直すこと。（水道局）
- 8 多摩地区水道事業における25市町全ての事業委託に際しては、地域事情を考慮し、円滑な移行が行えるよう十分に配慮するとともに、水道ネットワークにトラブルが発生した場合、特に大規模災害の際の緊急対応に出動できる水道工事事業者の確保に努めること。（水道局）
- 9 工業用水道事業のあり方についての庁内横断的な検討を進めるにあたっては、中小零細企業の経営状況や経営環境など、きめ細かな調査を実施し、実態の十分な把握に努めること。（水道局）

四 水環境の改善について

- 1 老朽化が著しい下水道管の再構築を計画的・効率的に実施するとともに、水再生センターやポンプ所を再構築する際は、省エネ化や雨水排除能力の向上を進めること。
(下水道局)
- 2 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえながら、下水道整備のスピードアップを図ること。(下水道局)
- 3 避難所などへのアクセス道路でのマンホール浮上抑止対策を実施するなど、震災対策を着実に進めること。(下水道局)
- 4 合流式下水道への雨水の流入を抑制するために雨水浸透マスの設置をさらに促進するとともに、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を進めるなど、合流式下水道の改善を進めること。(下水道局)
- 5 東京湾などの水質改善に向けて、下水道の高度処理を進めるとともに、既存施設における工夫を凝らし、チッ素、リンの削減効果を高めること。また、「油・断・快適！下水道」キャンペーンを実施すること。(下水道局)
- 6 地球温暖化対策を推進するために、省エネ型機器の導入や焼却炉の運転管理の工夫など、「アースプラン2010」を着実に実施すること。(下水道局)
- 7 流域下水道の広域化と協同による効率化を推進するために、し尿処理の受け入れに関する体制を整備するなど、市町村との新たなパートナーシップの構築に向け取り組みこと。(下水道局)
- 8 東京都下水道サービス株式会社(TGS)を活用するに当たっては、契約関係をはじめとする透明性の確保につとめること。(下水道局)
- 9 下水道局での入札の公平性が保たれるよう、配置技術者要件の実態に応じた見直しなど積算の改善などに取り組み、入札参加者を増やすよう努めること。(下水道局)

五 都市の緑と自然環境の保全・再生について

- 1 市街地における豊かな緑の創出に向け、東京の郷土種に配慮した植栽のあり方について調査・検討するとともに、校庭の芝生化を一層推進すること。また、駐車場や都市の隙間に着目した緑化の推進を図ること。(環境局)
- 2 東京湾や中小河川の水再生に向けて、東京湾の水質改善を進めるとともに、水生生物の保全のための必要な調査を実施すること。また、清流復活関連施設について、必要な更新を計画的に進めること。(環境局)
- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、保全緑地の公有化を推進すること。また、生物多様性地域戦略を策定するとともに、伊豆諸島における稀少動植物の保全、保全地域等の希少種・外来生物種等の生息生育状況の調査を進めること。さらに、小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産登録推進事業を進めること。(環境局)
- 4 緑あふれる東京の再生を目指し、街路樹の倍増や魅力ある水辺空間の創出など緑の東京10年プロジェクトを推進すること。(環境局)
- 5 東京都として生物多様性戦略に対し、基本的な考え方を示すとともに、東京の生物多様性を維持するため、区市町村と連携して事業を積極的に進めること。(環境局)

V 安全・安心の東京を創る

重点事項

二 子どもの安全・安心の確保について

- 4 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトの適切な利用など環境の改善やリテラシー・モラル教育の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進していくこと。（青少年治安対策本部・教育庁）

三 震災等危機管理・火災・事故対策の推進について

- 17 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修を更に促進する助成制度を拡充するとともに、規制誘導策の検討も進め、制度の積極的活用を促すこと。また、総合相談窓口の設置などにより、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）
- 18 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枮等の普及に努めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透枮に対して助成を行うとともに、地下街管理者が行う浸水対策計画の策定に対する助成を行うこと。（都市整備局）
- 20 「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、総合的な治水対策を着実に進めること。また、集中豪雨の多発化や土地利用の進展などに伴う浸水リスクを軽減するため、関係機関と連携した豪雨対策を積極的に進めること。（都市整備局・建設局・下水道局）

五 消費者被害の防止・消費生活の安全の確保について

- 2 悪質業者との消費トラブルの取り締まりや、高齢者や若者を狙い、手口が巧妙化、多様化している振り込め詐欺対策を一層強化していくこと。（青少年治安対策本部・生活文化局・警視庁）

一 都民の安全・安心を確保するための犯罪抑止総合対策の推進について

- 1 突発的重要事件対策を強化するため、耐刃ジャンパー、耐刃手袋、地域警察官用携帯端末の整備を進めるとともに、通信指令システムの改修を進めること。（警視庁）
- 2 暴力団対策及び国際化する犯罪等に対処するため、防弾資器材（防弾帽、防弾衣等）の更新、高出力携帯無線機の整備を進めること。（警視庁）
- 3 時効廃止に伴う証拠品管理システムの整備を進めるとともに、遺体搬送用ストレッチャー、鑑識活動用LED投光器の整備をはかること。（警視庁）

- 4 繁華街や商店街、地域の防犯対策については、防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、適正使用を遵守するよう指導すること。迷惑行為に関しては、それを制限したり規制を課すものではなく、推進協議会で議論する時には、幅広く地域の声を拾っていくよう促していくこと。防犯協会など市民参加協力団体への支援を行うこと。（青少年治安対策本部・警視庁）
- 5 盛り場対策を強化するとともに、地域安全情報の提供を進め、まちの防犯意識の向上に努めること。（警視庁）
- 6 区市町村や地域、関係業界等との横の連携を深め、治安対策の充実強化を図るとともに、落書き対策を引き続き推進していくこと。（青少年治安対策本部・警視庁）
- 7 犯罪被害者の精神的・経済的負担（診断書料他）を軽減する施策を推進すること。（警視庁）
- 8 警察活動の人的基盤を強化するとともに、X線検査装置の整備、遊撃警ら車の更新をはじめとした警察装備の充実・強化を図ること。（警視庁）
- 9 警察活動の拠点である警察署所、交番・駐在所等や待機宿舎の整備を進めること。（警視庁）

二 子どもの安全・安心の確保について

- 1 地域防犯活動の相談・支援、学校の安全確保、子どもの安全指導などを担う防犯活動アドバイザー・スクールサポーターを増員し、防犯ボランティア・「まちかど防犯隊」活動を支援すること。（警視庁）
- 2 子どもの安全対策として、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため、「地域安全マップ」づくりを引き続き推進していくこと。子ども安全ボランティア活動の支援を行い、地域と学校の防犯ネットワークを強化すること。（青少年治安対策本部・教育庁・生活文化局・警視庁）
- 3 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことが出来る中学生の職場体験の実施にあたり、今後もよりきめ細やかに受け入れ先を確保し、青少年の健全育成に資すること。（青少年治安対策本部）
- 4 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトの適切な利用など環境の改善やリテラシー・モラル教育の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進していくこと。（青少年治安対策本部・教育庁）
- 5 出版業界が、青少年に見せたくないコミックなどに対する自主規制の徹底や、レーティングなどの取り組み、児童ポルノによる青少年被害者の救済策などを推進する上で、普段から綿密な連携をとり、青少年の健全育成に共に取り組んでいくこと。（青少年治安対策本部）
- 6 ひきこもりの人たちに対して、引き続き支援事業を実施するとともに、これまでの相談の成果を活用するとともに、支援事業を行っているNPO等との連携を進め、社会参加を応援するとともに、就労支援の体制整備を進めること。（青少年治安対策本部・産業労働局・福祉保健局）
- 7 非行など様々な悩みを抱える青少年に対して、国や区市町村、保護司、NPO、地

域等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行っていくこと。（青少年治安対策本部・産業労働局・福祉保健局・生活文化局・教育庁）

三 震災等危機管理・火災・事故対策の推進について

- 1 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、危険物等処理用ロボット、爆発物破壊具用飛散防止装置等を整備すること。（警視庁）
- 2 災害等発生時の対応を強化するため、機動救助車の更新、信号機用自動起動式発動発電機の更新及び整備、防災通信システムの更新を図るとともに、東京空港警察署内指揮所映像表示システムの改修を図ること。（警視庁）
- 3 首都直下の大震災や NBC テロ災害などへの対策を強化するため、大規模災害対応能力の充実、消防水利の整備、消防団装備資機材等の整備など消防活動能力の強化を図ること。（消防庁）
- 4 災害時支援ボランティアを始めとした地域住民や事業所・区市町村等との連携強化により地域防災力の向上を図ること。（消防庁）
- 5 都市構造の複雑多様化及び建物の大規模化・複合化等による災害態様の変化に対応するため、各種資機材及び訓練施設の整備など消防活動対策の強化を図ること。（消防庁）
- 6 応急手当の更なる普及促進及び救急相談センターの充実により、真に救急車を必要とする都民への適切かつ効果的な対応を図るとともに、現場到着時間の縮減に向け、救急隊を増設すること。また、救急車及び AED を増強整備するなど、救急活動体制の充実強化を図ること。（消防庁）
- 7 建物の防火・防災管理体制の強化や火災予防査察執行体制の充実強化を図ること。また、防火対象物の防火安全対策を更に推進するため、違反対象物の公表制度の運用にあたっては、より積極的な PR 方法などの検討を進め、建物の安全性の確保に向けた取り組みを強化することで、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。（消防庁）
- 8 住宅用火災警報器の維持管理指導など住宅防火対策を推進するとともに、都民に対する防災教育や都民防災教育センターを活用しての訓練等により、都民の防災行動力の向上を図ること。（消防庁）
- 9 地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽化した消防庁舎や設備を、計画的に改築・改修すること。（消防庁）
- 10 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防艇・消防車両や装備・通信機器等の整備を行うこと。（消防庁）
- 11 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用などを行い、都民サービスの向上を図ること。（消防庁）
- 12 大地震、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC 災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築すること。（総務局・知事本局・福祉保健局・消防庁）

- (1) 首都直下地震が発生した場合、その被災地域も広範に及ぶため、駅前滞留者や帰宅困難者対策など初動態勢における隣接県との広域的な連携を強化していくこと。また、アジアの諸都市と連携して防災対策を推進すること。（総務局・知事本局・消防庁）
 - (2) 火山活動状況など防災に対する調査研究に取り組むとともに、地域防災計画の適正な運用を図ること。（総務局・消防庁）
 - (3) 総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動態勢の迅速化など危機管理体制を強化すること。（総務局）
 - (4) 災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策（応急給水槽の維持管理・大規模改修、避難所機能の強化・耐震化、子どもや障害者、在住外国人などの災害弱者対策、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等）を実施すること。（総務局・教育庁・生活文化局・都市整備局・消防庁）
 - (5) 震災発生時の避難・救助活動や被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、区市町村と連携して復興準備活動を支援すること。また、都民や地域の防災力の向上のため、広報や普及啓発活動、訓練を実施すること。（総務局・消防庁）
 - (6) 山間部の地震による山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し対策を拡充すること。（総務局）
 - (7) 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進すること。（総務局・港湾局・下水道局）
 - (8) 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動態勢の強化を図るとともに、区市町村と連携して対応していくこと。（総務局・下水道局）
- 1 3 都庁舎は災害拠点の機能を果たすことから、庁舎設備の更新を推進するとともに、長周期地震動が都庁舎に与える影響がどのようなものかなど、長周期地震動対策を行うこと。（財務局・総務局）
 - 1 4 旧耐震基準で建てられた家屋の建替えや耐震改修を促進、支援するため、固定資産税と都市計画税を減免しているが、導入後は耐震化率の達成状況などを勘案しながら、適切に見直しを行うこと。（主税局）
 - 1 5 風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた場合に都税を減免する制度などの都民が活用できる制度の都民への周知を促進すること。（主税局）
 - 1 6 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、所有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、容積配分の活用について検討すること。（都市整備局）
 - 1 7 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修を更に促進する助成制度を拡充するとともに、規制誘導策の検討も進め、制度の積極的活用を促すこと。また、総合相談窓口の設置などにより、総合的に建築物の耐震性の向上を促進するこ

と。(都市整備局)

- 18 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枡等の普及に努めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透枡に対して助成を行うとともに、地下街管理者が行う浸水対策計画の策定に対する助成を行うこと。(都市整備局)
- 19 都営住宅の耐震改修を計画的に実施することにより、雇用拡大の意味も含めて都営住宅の耐震化を進めること。(都市整備局)
- 20 「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、総合的な治水対策を着実に進めること。また、集中豪雨の多発化や土地利用の進展などに伴う浸水リスクを軽減するため、関係機関と連携した豪雨対策を積極的に進めること。(都市整備局・建設局・下水道局)

四 交通安全対策の推進について

- 1 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化すること。とりわけ、自転車に係る交通法規についての広報活動を充実すること。(警視庁)
- 2 ITS(高度道路交通システム)技術を活用した公共車両優先システム、現場急行支援システムの整備を進めること。(警視庁)
- 3 信号灯器のLED化、信号線の地下線化、信号機の改良(視覚障害者用、多現示化等)等の交通安全施設の整備を進めること。(警視庁)
- 4 地域住民が生活の中で体感し事実上共有化されている危険箇所の情報を収集できる仕組みを構築し、交通規制の見直しや信号機の設置などを含めて、事故の未然防止を図ること。(警視庁)
- 5 交通安全計画に基づく対策を推進し、飲酒運転の根絶など交通安全の目標を達成すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 6 自転車安全対策を推進するとともに、幼児2人同乗自転車対策を積極的を実施すること。自動二輪車駐車場対策や放置自転車対策を引き続き推進すること。(青少年治安対策本部・警視庁)

五 消費者被害の防止・消費生活の安全の確保について

- 1 関係機関との連携を深めるとともに、訪問啓発などのきめ細かな振り込め詐欺対策やひったくりなどの街頭犯罪対策をより一層強化すること。(警視庁)
- 2 悪質業者との消費トラブルの取り締まりや、高齢者や若者を狙い、手口が巧妙化、多様化している振り込め詐欺対策を一層強化していくこと。(青少年治安対策本部・生活文化局・警視庁)
- 3 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。(生活文化局)
- 4 安全対策事業として、ヒヤリ・ハット調査を実施すること。継続的に事故情報・インシデント情報を収集し、安全対策を実施すること。(生活文化局)
- 5 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、警視庁との連携による立ち入り調査など特別対策班を設置するとともに、事業者処分体制の強化を図ること。また、多重

債務問題に対する総合的な取組を推進すること。（生活文化局）

- 6 高齢者の消費者被害を防止するため、都の施策周知を含めしっかりと検討して取り組むこと。（生活文化局）
- 7 各区市町村における消費生活対策が充実するよう、助成するとともに、専門的・技術的助言など都として支援すること。（生活文化局）
- 8 消費生活センターにおいては、相談体制を充実強化すること。（生活文化局）
- 9 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。（生活文化局）
- 10 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化推進事業、耐震化促進支援事業、経営安定化対策、確保浴場融資利差補助、健康増進型公衆浴場改修支援事業などを行うこと。（生活文化局）

VI 生活快適都市東京を創る

重点事項

四 都市基盤の整備について

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。（建設局）
- 3 小田急小田原線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。（建設局）
- 7 都道・区市町村道の無電柱化を推進するとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進めること。また、自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。（建設局）

六 東京港及び島しょの港湾・空港の整備について

- 1 川崎港・横浜港との京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ皆とを整備すること。併せて、京浜港への国内貨物集荷に向けた取り組みを強化すること。また、今後も大型化が予想されるコンテナ船などに対応できるよう、中央防波堤外側に新たに外貿ふ頭を整備するとともに、ガントリークレーンの整備を進めること。（港湾局）
- 2 内貿貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、中央防波堤内側ふ頭や品川ふ頭の整備を進めること。（港湾局）
- 6 災害に強い港を実現するために、水門・排水機場等の海岸保全施設の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸を整備すること。（港湾局）

一 風格ある都市づくりの推進について

- 1 民間活力と公有地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の公有地についても、活用方策を検討すること。（都市整備局）
- 2 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。（都市整備局）
- 3 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物を中心とした景観形成を観光まちづくりと連動して進めること。あわせて、景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うとともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。（都市整備局）
- 4 多摩ニュータウン事業として、広告活動や販売委託など宅地販売を積極的に展開す

るとともに、単なる宅地販売を進めるだけでなく、小中学校や幼稚園などの教育施設、保育園などの福祉施設など、公的施設の適切な配置に努めること。（都市整備局）

二 都市計画に関する調査について

- 1 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」並びに「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、引き続き都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。（都市整備局）
- 2 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方を検討すること。（都市整備局）
- 3 CO2削減や緑化推進に向け、緑確保の仕組みづくりを積極的に進め、環境に配慮した都市づくりを行うこと。（都市整備局）
- 4 長期未着手となっている環状道路整備の推進を図るため、P I（パブリックインボルブメント）による合意形成手法の活用等、地域と連携して調査・検討すること。同時に、中央環状線の完成後のシミュレーションしかなされていない都心環状線の撤去について、外かく環状道路や首都圏中央連絡自動車道の完成後のシミュレーションも含めて調査・検討すること。（都市整備局）
- 5 外環のジャンクション周辺のまちづくり推進や高砂地区の事業スキーム検討など、市街地整備事業に関する調査・検討を行うこと。（都市整備局）

三 都市交通・物流対策の推進について

- 1 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。（都市整備局）
- 2 羽田空港のさらなる機能強化や横田基地の民間航空利用などに向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。また、羽田空港のアクセス改善に向けた取り組みを行うこと。さらに、跡地利用の検討においては、国や地元区との積極的な連携を図ること。（都市整備局）
- 3 総合物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。また、国際物流機能の強化に伴う道路網の整備を着実に進めること。（都市整備局）
- 4 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。また、地上部街路である外環ノ2については、計画の廃止も含めた検討を行うこと。（都市整備局）
- 5 公共交通網の整備促進を図るため、都市高速鉄道などに対して必要な助成等を行うこと。また、京急蒲田駅の総合改善事業を引き続き行うこと。（都市整備局）
- 6 「踏切対策基本方針」に基づき、区施行の連続立体交差事業に対する補助や踏み切り対策の促進方策の検討、都施行の事業の早期の実施など、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めること。また、踏切除去後、駅や高架下の整備も早急に行うこと。（都市整備局）
- 7 中央環状新宿線や中央環状品川線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式

会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。（都市整備局）

- 8 西多摩地域住民の生活バス路線を確保するため、交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、運輸事業振興助成交付金を交付すること。（都市整備局）
- 9 交通バリアフリー法に基づき、主要な駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。また、鉄道駅へのホーム柵設置に対する助成等を行うとともに、ホーム柵設置の努力義務化に向けた制度化を国に対して働きかけること。（都市整備局）
- 10 最適な交通システムのあり方について、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。（都市整備局）
- 11 新宿駅前広場再整備などについて、調査・検討を行うこと。（都市整備局）
- 12 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 13 環状3号線など都市計画見直し候補区間や都市計画決定から長期間を経て未だに整備の進んでいない区間の都市計画道路網等について、その必要性等を改めて調査・検討すること。（都市整備局）

四 都市基盤の整備について

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。（建設局）
- 2 ハイパススムーズ作戦を推進し、都内の渋滞緩和の改善に努めていくこと。（青少年治安対策本部・警視庁）
- 3 小田急小田原線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。（建設局）
- 4 是政橋などの橋梁整備を進めるとともに、第一次緊急輸送路における橋梁の長寿命化や耐震補強など安全性向上に取り組むこと。また、勝鬨橋の再跳開に向けて、調査・検討をすること。（建設局）
- 5 街路樹の充実・育成など、道路の緑化を推進すること。また、環境対策型舗装や街路灯の省エネ照明への転換など、環境に優しい道路整備に取り組むこと。
- 6 道路の安全対策として、アンダーパス化されている道路施設に対して、冠水警報設備を設置すること。（建設局）
- 7 都道・区市町村道の無電柱化を推進するとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進めること。また、自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。（建設局）
- 8 都内中小河川の護岸整備や調節池の整備など、中小河川整備の早期完成に向けて取り組むこと。また、中小河川沿いに親水公園の整備を進めること。（建設局）
- 9 高潮防御施設の整備を進めるとともに、江東内部河川の整備や東部低地帯における河川施設の耐震強化を図ること。（建設局）

- 1 0 都市公園については、篠崎公園など個性豊かな公園の整備を進めるとともに、防災公園のネットワークを形成するために、ヘリコプター活動拠点など必要な整備を行うこと。また、スポーツ施設の夜間利用拡大を図ること。（建設局）
- 1 1 動物園の整備について、世界に発信する首都東京の動物園を目指した施設整備を進めること。また、動物園の管理運営に当たっては、来園者サービスの充実に努めること。（建設局）
- 1 2 都立霊園については、青山霊園や谷中霊園の再生や小平霊園における樹林墓地の整備などに取り組むこと。（建設局）
- 1 3 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業を実施するとともに、市町村による公園整備などが進むよう、土木事業に対する補助を行うこと。（建設局）

五 東京都による交通サービスの提供について

- 1 公営企業においては、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するとともに、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と不況下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。（交通局・水道局・下水道局）
- 2 都営地下鉄における安全・安心を確保するために、大江戸線への可動式ホーム柵を整備すること。また、安全・正確な運行の確保や事故等に対する迅速な対応などを行う総合指令を構築すること。（交通局）
- 3 都営地下鉄におけるサービス向上に向けて、大江戸線の混雑解消に向けた車両の増備を図るとともに、勝どき駅のホーム増設工事に取り組むこと。また、すべての駅において、エレベーター等による1ルートの確保を早急に実現すること。（交通局）
- 4 バス事業における運行情報サービスの充実に図るために、新しいバス運行情報表示装置を試験的に導入するとともに、GPS機能付き携帯を使用した近隣停留所案内など新たな情報提供サービスを始めること。（交通局）
- 5 日暮里・舎人ライナーの混雑解消を図るために、車両の新造を図ること。
- 6 都電荒川線については、利用者が電車の運行状況などの情報を携帯電話やパソコンを通じて得ることができる新たな運行情報サービスを開始すること。（交通局）
- 7 地球温暖化対策など社会適用性に対応するために、低公害ノンステップバスの導入を積極的に進めること。また、エスカレーターの新規更新や省エネ型も証明整備への更新等を進めること。（交通局）
- 8 東京交通サービス株式会社における契約情報の透明性の確保に向けさらに取り組むこと。（交通局）

六 東京港及び島しょの港湾・空港の整備について

- 1 川崎港・横浜港との京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ皆とを整備すること。併せて、京浜港への国内貨物集荷に向けた取り組みを強化すること。また、今後も大型化が予想されるコンテナ船などに対応できるよう、中央防波堤外側に新たに外貿ふ頭を整備する

- とともに、ガントリークレーンの整備を進めること。（港湾局）
- 2 内貿貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、中央防波堤内側ふ頭や品川ふ頭の整備を進めること。（港湾局）
 - 3 物流インフラの機能向上と物流ボトルネックの解消を図るため、東京港臨海道路Ⅱ期や新木場・若洲線、若洲橋、荒川河口橋西詰交差点立体化などの整備を進めること。（港湾局）
 - 4 東京港における環境整備を進めるために、中防防波堤内側の都民の森公園を都民等との協働により整備すること。また、水域における磯場の造成や水質改善実験など、お台場海浜公園の水質改善に取り組むこと。さらに、景観ガイドラインを策定するなど、東京湾の景観向上に取り組むこと。（港湾局）
 - 5 運河の環境改善を図るために、高浜運河や豊洲運河の汚泥のしゅんせつを行うこと。また、最終処分場の整備を行うとともに、延命化対策に取り組むこと。（港湾局）
 - 6 災害に強い港を実現するために、水門・排水機場等の海岸保全施設の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸を整備すること。（港湾局）
 - 7 島しょ等の港湾整備を進めるために、港湾や漁港、海岸保全施設、空港を整備すること。また、航路・航空路および貨物運賃事業等に対する補助を充実すること。（港湾局）
 - 8 臨海副都心の土地処分については、良好なまちづくりという視点を踏まえ、売却先についても十分な検討すること。（港湾局）
 - 9 臨海ホールディンググループの契約情報の公開については、引き続き、透明性の向上に努めること。（港湾局）

七 良質な住宅の供給について

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。（都市整備局）
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図ること。（都市整備局）
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。（都市整備局）
- 4 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地の余裕容積などを活用し、コミュニティ・バランスに配慮しつつ良質な民間住宅供給を進めること。また、子育て支援や高齢者支援に向けた施設の併設を検討すること。（都市整備局）
- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。（都市整備局）
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。（都市整備局）
- 7 民間住宅助成事業、都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手

法としての活用も図りつつ、バリアフリー化や長寿命化、子育て世帯への対応や環境への配慮など、総合的な住環境の整備に取り組むこと。（都市整備局）

- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助等を行うこと。（都市整備局）
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、改正された使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮をしながら実施すること。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。（都市整備局）
- 10 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。（都市整備局）
- 11 住宅政策審議会で提言されているような、家賃補助制度の創設について具体的に検討すること。（都市整備局）
- 12 区市町村が行う高齢者向け優良賃貸住宅供給事業に対し、建設費等の助成を行うこと。（都市整備局）

八 適正な建築行政の推進について

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。（都市整備局）
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。（都市整備局）
- 3 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。（都市整備局）
- 4 景観形成特別地区における屋外広告物の実態について調査し、その対策を進めること。（都市整備局）
- 5 違法建築を行った事業者については、都が区市町村と情報を共有化し、会社名の公表など、広域的な取り組みによって再発を防止すること。（都市整備局）

Ⅶ 文化・スポーツを充実する

重点事項

三 スポーツ振興策の強化について

- 1 スポーツ祭東京2013に向けて、総合的な競技力向上策を推進するとともに、様々なスポーツイベントの開催、地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツムーブメントを創出すること。また、多摩・島嶼地域の振興につながるよう市町村と連携を図ること。（スポーツ振興局）
- 4 誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、障害者スポーツの振興を図ること。（スポーツ振興局）

一 文化事業の推進について

- 1 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、都立文化施設の適切な維持管理、芸術活動の発信支援、文化事業の推進、東京都美術館の改修を行うこと。（生活文化局）
- 2 東京文化発信プロジェクト、芸術文化発信事業助成に取り組むこと。（財）東京都歴史文化財団、（財）東京都交響楽団への助成を行うとともに、適切な運営がなされるよう取り組むこと。（生活文化局）
- 3 都民芸術フェスティバルや隅田川花火大会、地区花火大会への助成を行うなど芸術文化事業を推進すること。（生活文化局）
- 4 トーキョーワンダーサイトの運営にあたっては、人事や契約、費用対効果も含め適切なものとなるよう努めること。（生活文化局）

二 文化財保護、生涯学習の振興について

- 1 生涯学習の振興として、都立学校公開講座、学校施設開放に取り組むこと。（教育庁）
- 2 埋蔵文化財の保護、文化財保護管理、文化財保存助成に取り組み、一層の充実に努めること。都内に残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。また、外国人への文化財情報提供のため、外国語による文化財情報ウェブサイトの充実に取り組むこと。（教育庁）
- 3 都立図書館からの情報発信として、都市・東京情報ナビゲーションポータルサイトを構築すること。（教育庁）
- 4 雑誌等に特化した図書館機能として、多摩図書館においてマガジンバンクの運営を行うこと。（教育庁）
- 5 都立図書館の蔵書スペースを拡充するとともに、図書館資料の収集を強化し、都民サービスの向上を図ること。（教育庁）

三 スポーツ振興策の強化について

- 1 スポーツ祭東京2013に向けて、総合的な競技力向上策を推進するとともに、様々なスポーツイベントの開催、地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツムーブメントを創出すること。また、多摩・島嶼地域の振興につながるよう市町村と連携を図ること。（スポーツ振興局）
- 2 スポーツ祭東京2013において、それぞれの競技場の常設施設等に対する整備補助を行うこと。（スポーツ振興局）
- 3 東京マラソン、東京大マラソン祭りは、全ての参加者が楽しめるイベントとなるよう運営の改善を図ること。（スポーツ振興局）
- 4 誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、障害者スポーツの振興を図ること。（スポーツ振興局）
- 5 駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場の維持管理、計画的改修とともに、スポーツ拠点としてその機能充実に努めること。また、武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）基本設計と補助競技場の整備に取り組むこと。（スポーツ振興局）
- 6 生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興に取り組むこと。（スポーツ振興局）

Ⅷ 分権・自治・改革を推進する

重点事項

三 行政の強化について

15 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。

(1) 市町村総合交付金のより一層の充実と運用の弾力化を図り、自立的発展と住民福祉の増進、地域振興の促進のための支援を行うこと。自律性と主体性の確立に留意すること。（総務局）

四 行財政改革の実行について

1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、質や住民満足度の向上など、都民の利益を重視した視点の推進を図ること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行い、制度の向上を図ること。さらに、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けるにあたっては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。また、都民が納得できるような公表とすること。（総務局）

3 監理団体については、包括外部監査において、公園協会や道路整備保全公社への指摘がなされるなど、その運営などにはまだまだ課題が残されているため、公益法人改革を踏まえて、監理団体の存在意義の更なる検証や情報公開の推進など、一層の改革を行うこと。情報公開に関しては、入札結果などを公開する基準はあるものの、詳細は各局による判断によるため、全庁的に統一した基準で行うこと。自立に向けた経営を高めていくため、役員の公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。生え抜きや外部経験者などの役員を増やしていくこと。職員の育成を推進するため、都職員の派遣数を減らしていくこと。財政支出についても検証すること。（総務局・主税局・生活文化局・スポーツ振興局・都市整備局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・消防庁・港湾局・環境局・交通局・水道局・下水道局）

4 都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。（総務局・財務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・中央卸売市場・産業労働局・港湾局・交通局・水道局・下水道局・警視庁）

一 分権・自治の推進について

1 「10年後の東京実行プログラム2010」の施策を検証した結果（進捗状況、改善方法、中止など）を都民にわかりやすく公表し、都民の暮らしの豊かさに重点を置いた、東京の環境や機能を高める各施策・各事業を推進していくこと。（知事本局）

- 2 地域主権に関しては、国と地方の協議の場が設定されたならば、双方の代表によって議論を重ね、国と地方のあり方を見直していくこと。（知事本局・財務局）
- 3 東京自治ビジョンを策定するにあたっては、国全体の視点に立ち、首都東京の特性を踏まえて、地域主権と税財政、自治制度のあるべき姿を明確にしていくこと。（知事本局）
- 4 九都県市首脳会議においては、広域行政の新たな課題など連携の拡大を図るとともに、広域連合設立に向けた取り組みを検討していくこと。（知事本局）
- 5 都民の安心・安全な生活を守るため、米軍基地による生活環境問題の解決に努め、各基地の返還や横田空域の全面返還に、国、地元自治体とともに積極的に取り組むこと。また、それまでの対策として、横田基地における民間航空との共用化の促進などを働きかけること。（知事本局）
- 6 市民活動を促進するために、社会貢献活動団体との協働を推進するとともに、東京ボランティア・市民活動センターの運営を充実させること。（生活文化局）
- 7 地域力向上方策として、地域の目標実現による地域力の向上、NPO との協働を推進するため、協働マッチング事業を実施すること。（生活文化局）
- 8 情報公開を促進するため、閲覧手数料を廃止すること。情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。（生活文化局）
- 9 都政の情報について、計画などの事前公表は制度化されているが、意見の公募は義務付けられていないため、パブリックコメントの制度化を図ること。（総務局）

二 人権施策の推進について

- 1 在住外国人支援事業助成、在住外国人向け情報提供事業、外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。外国人への日本語学習支援を充実すること。（生活文化局）
- 2 男女共同参画の推進について（生活文化局）
 - (1) ワークライフバランス推進事業を実施すること。
 - (2) DV被害者の状況やニーズに応じた一時保護が行えるよう、一時保護体制を拡充するとともに、警察署とも連携して取り組むこと。
 - (3) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。
- 3 配偶者暴力支援センターを充実し、相談支援体制を強化すること。また、東京ウィメンズプラザの充実を努めるとともに、男女共同参画施策は各局で取り組むこと。（生活文化局）
- 4 複雑化・多様化する現在の人権問題に対応していくため、人権施策推進指針の全面的な見直しを行い、都民・NPO・企業、団体等と連携し、総合的な取り組みを展開していくこと。（総務局）
- 5 犯罪被害者や家族などの精神的・経済的負担を軽減するために、都内全域において同水準の支援がなされるよう各自治体を支援していくこと。支援条例を制定すること。（総務局・福祉保健局・教育庁・警視庁）

三 行政の強化について

- 1 定例監査で指摘された項目について何ら改善されることがない事例があることから、自治体監査の向上を目指すこと。（監査事務局）
- 2 行政改革の進展によって都の業務の外部化が進んだため、監理団体などの監査の拡充に向けて人員体制を含めた抜本的な見直しを行うこと。（監査事務局）
- 3 監査事務局職員に対して各種研修を一層充実させ、専門知識を高めていくこと。（監査事務局）
- 4 人事委員会の給与勧告は、都内区市町村のみならず中小企業の給与改定にも大きな影響力を持つことから、勧告の取扱については、経済雇用情勢に与える影響も十分に考慮して慎重に検討すること。（人事委員会事務局）
- 5 事件処理の迅速化を図るとともに、採用制度に対する都民、事業者、区市町村の理解を深め、審理の充実を図ること。（採用委員会事務局）
- 6 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めること。（総務局）
- 7 区市町村が、一部事務組合や広域連合を活用し、区市町村合併を自主的に進め得る環境を整備すること。（総務局）
- 8 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること。（総務局）
- 9 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。（総務局）
- 10 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。（総務局）
- 11 「都区のあり方検討委員会」において、事務の移譲などによる特別区の自治権拡充、再編などの具体化に向けた検討を推進するとともに、「東京の自治のあり方研究会」において東京の将来の姿を展望していくこと。区部の分権と自治のあり方を検討する上で、区民などの意見を反映していくこと。（総務局）
- 12 都庁の電子化を推進するにあたっては、都民サービスの向上と事務の効率化の面からの検証を行い、より良いものとする。（総務局）
- 13 電子調達システムの安全対策は、最新のセキュリティー技術を活用して適切に対応すること。システムの改修を行う際には、経費削減や利用者の利便性の向上、セキュリティー対策等に万全を期すこと。（財務局）
- 14 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティー対策に万全を期すとともに、住民カード取得におけるトラブルを防止するため、区市町村と連携すること。（総務局）
- 15 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。
 - (1) 市町村総合交付金のより一層の充実と運用の弾力化を図り、自立的発展と住民福祉の増進、地域振興の促進のための支援を行うこと。その際、自律性と主体性の確立に留意すること。（総務局）
 - (2) 多摩地域に関しては、多摩振興プロジェクトなどの推進を通じて、生活都市が織

りなす多摩自立都市圏を構築していくこと。また、地元町村とともに重要な位置付けにある山村地域の振興を図ること。（総務局）

(3) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財団法人東京都島しょ振興公社に対する貸付を行うなど、島しょ地域の自立を実現していくこと。（総務局）

(4) 三宅村における火山活動災害に伴う復旧・復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、村民の生活再建や産業振興対策に万全を期すこと。（総務局）

(5) 小笠原村については、村民生活の安定及び福祉の向上、そして産業振興の観点から唯一の航路維持、そして父島・母島間の航路維持、特に船舶の更新に対する支援を国とともに行うこと。航空路開設に向け、調査・検討を行い、方針をまとめていくこと。世界自然遺産の登録の実現に向け努力すること。国による硫黄島での遺骨帰還事業の推進に協力していくこと。（総務局・環境局・福祉保健局）

1 6 広報広聴活動については、テレビ番組放送後の視聴者意見を反映した取り組みや、見やすくわかりやすいホームページの仕組みなど、的確な戦略、研究にのっとり行うこと。（生活文化局）

1 7 都職員の採用においては、3障害のバランスを取りながら、障害者法定雇用率の達成に向け、鋭意取り組むこと。（総務局・教育庁・消防庁・警視庁）

1 8 政策課題プログラムなど人材育成については、組織が長期的な視点で職員の資質を伸ばす能力開発を行うこと。（総務局）

四 行財政改革の実行について

1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、質や住民満足度の向上など、都民の利益を重視した視点の推進を図ること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行い、制度の向上を図ること。さらに、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けるにあたっては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。また、都民が納得できるような公表とすること。（総務局）

2 都庁版人材バンクは、公に都職員の再就職斡旋を認めるのではなく、団体に対して情報を提供することが原則と考えるため、都が、監理団体の常勤役員に、都幹部OBを推薦しなければならない具体的な理由を明確に公表し、都民への説明が十分果たしていくこと。また、民間企業への再就職後に都との契約で誤解や疑念が生まれないよう、公正さが保たれる仕組みについても検討すること。そして、再就職など規則違反行為の調査・勧告や例外承認を行う第三者機関の設置を検討すること。（総務局）

3 監理団体については、包括外部監査において、公園協会や道路整備保全公社への指摘がなされるなど、その運営などにはまだまだ課題が残されているため、公益法人改革を踏まえて、監理団体の存在意義の更なる検証や情報公開の推進など、一層の改革を行うこと。情報公開に関しては、入札結果などを公開する基準はあるものの、詳細は各局による判断によるため、全庁的に統一した基準で行うこと。自立に向けた経営を高めていくため、役員公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。生え抜きや外部経験者などの役員を増やしていくこと。職員の育成を推進するため、都職員の派遣数を減らしていくこと。財政支出について

も検証すること。（総務局・主税局・生活文化局・スポーツ振興局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・港湾局・建設局・消防庁・交通局・水道局・下水道局）

- 4 都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。（総務局・財務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・中央卸売市場・産業労働局・港湾局・交通局・水道局・下水道局・警視庁）
- 5 新銀行東京の累積赤字も含めた外郭団体の経営悪化は、都政の重要課題であるため、各団体の経営状況をしっかり把握し、必要に応じて団体の改善に向けた取組みを行うこと。また、財政情報を都民にわかりやすく提示すること。（財務局）
- 6 東京税務協会は、税務セミナーにおいて受講者が一名しか集まらずに開講したり、セミナーの参加費の積算などで若干不透明なものがみられたため、きめ細やかな事業の実態把握と事業効果を踏まえた指導監督を行うこと。（主税局）

五 強固な財政基盤の確立について

- 1 来年度も順調な景気回復を期待することが難しい状況にある中、今後の経済動向を慎重に見極め、税収を確保すること。（主税局）
- 2 東京都税制調査会答申や現場の着眼、発想の点などから、都独自の環境税制など、地域主権時代にふさわしい税財政制度に関する提言を積極的に行うこと。（主税局）
- 3 次世代自動車の導入や中小企業者向け省エネ促進税制、耐震化促進税制を実施しているが、政策減税に関しては、より税制上の取り組み効果が上がる分野を研究し、積極的に検討すること。（主税局）
- 4 固定資産税を簡素な制度へ変えていくため、評価については、課税額の算定根拠開示を郵送で行うことや、家屋計算書の保存を図っていくこと。救済制度の運用改善など納税者の利便性や権利保護を一層図ること。（主税局）
- 5 税務事務の一層の情報化を進めるとともに、クレジットカードによる納税も含めた効率化と納税者サービスの向上を図り、電子納税の拡大を推進すること。（主税局）
- 6 使用料など滞納金の未収金回収について各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない、債権管理の仕組みづくりを一層進めること。公正・公平に都税の滞納整理を促進し、徴収率の向上に努めるとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図ること。（主税局）
- 7 不正軽油を追放するため、製造、購入、使用のあらゆる段階に対する調査、検税、悪質不申告、不納入業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化すること。（主税局）
- 8 負担水準65%を超える商業地などに対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を23年度も継続すること。（主税局）
- 9 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を23年度も継続すること。（主税局）
- 10 小規模非住宅用地に対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を23年度も継続すること。（主税局）
- 11 都民生活を守るとともに、都内の中小企業などの不安を解消し、経済を安定させ

- るため、都の財政機能を引き続き生かしていくこと。（財務局）
- 1 2 強固な財政基盤の確立に向けた施策の構築を実施するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った財政運営を行う。（財務局）
 - 1 3 地方税財政制度の抜本的改革に関しては、国と議論を重ね、税源配分を見直し、自治体への税財源移譲を図ること。（知事本局・財務局・主税局）
 - 1 4 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、地域主権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。（知事本局・財務局・主税局）
 - 1 5 法人事業税の分割基準の適正化など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置の廃止を国に働きかけること。（財務局・主税局）
 - 1 6 新公会計制度による財務諸表など、都政の方向性を判断するための資料を今後も整備して、都民福祉の向上のために一層役立てていくこと。局別の財務諸表についても、各局と連携して、都民に公表すること。（会計管理局・知事本局・青少年治安対策本部・総務局・財務局・主税局・生活文化局・スポーツ振興局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・中央卸売市場・建設局・港湾局・交通局・水道局・下水道局・教育庁・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局・労働委員会事務局・収用委員会事務局）
 - 1 7 地方公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図ること。（財務局・会計管理局）
 - 1 8 公金の運用管理に万全を期すこと。（会計管理局）
 - 1 9 新公会計制度の導入による主要施策別バランスシートの活用や事務事業評価の監理団体への実施範囲の拡大などでマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行うこと。（財務局）
 - 2 0 社会資本や大規模施設、都庁舎などの改修、改築は、多額の経費が必要になることから、財政への負担を平準化するため、実施方針に基づいて計画的に実施すること。また、施設から出るCO₂を削減するため、省エネ東京仕様2007を実施しつつも、企業の創意工夫を生かす仕組みづくりを行うなど、より柔軟で成果を担保する体制を整えること。（財務局・環境局）
 - 2 1 都の財産は、財産そのものの効率的活用の視点だけではなく、都市づくりや地域経済の活性化、地域環境の向上など、広域性・一体性の観点からも十分吟味して活用すること。また、所有地は都民の財産でもあるため、規模の大きな行政財産の廃止や売却などを行う場合は、地域社会に与える影響が大きいことから、地域の合意形成に向けた取り組みを行うこと。現状の利用用途の終了の前から新たな利活用に向けた取り組みを開始すること。そして、財産情報システムの掲載事項の充実や暫定活用中の土地の別途表示などを行い、所有財産の有効活用を進めること。（財務局）
 - 2 2 新宿モノリスの土地信託に関しては、5年後を見据え改めて出口戦略を検討していくこと。また、今後契約を見直すこととなる公共・収益施設併設型土地信託については、信託としての債務や建物の資産評価も含め、それぞれの事案の総括・検証を行うとともにスキームの変更などを検討すること。（財務局）

2 3 入札契約制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点も踏まえ、品質確保を中心とした制度改善を行うとともに、都民に信頼され、還元される制度を構築すること。(財務局)

- (1) 一般競争入札や総合評価方式の適用拡大を行うとともに、低入札価格調査の強化を行うこと。
- (2) 談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。
- (3) 積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約において総額スライド方式を検討するなど、市場実態に合った適正価格で行うこと。
- (4) 変動型最低制限価格制度の導入や入札見積りの公開など、発注方法の適正化も検討すること。
- (5) 都の情報公開度を高め、不正を排除するため、工事や物品・委託など随意契約の結果一覧を公表するなど、入札契約情報を更に透明化すること。
- (6) 都民と東京都、事業者、労働者がともに発展する公共調達制度として、公契約条例を検討し、制定すること。
- (7) 各種業界団体や学識経験者などとの意見交換の場を増やし、契約制度や工事技術などの改革や現状の把握に努めること。
- (8) 技術職員の能力向上や外部人材の採用も含めて、発注者としての技術力向上を図ること。
- (9) 消防団員雇用やボランティア活動などの地域・社会貢献に協力している事業者への入札契約制度における評価を検討し、実施すること。

2 4 各局が行う広報について、広告業者と価格や内容の適切な交渉ができる能力をつけるよう指導し、著しい高額な発注を制度的に防ぐ仕組みをつくること(生活文化局)

六 都市外交の活発化について

- 1 アジア人材育成基金を活用し、首都大で受け入れた優秀な人材を育成し、東京の活性化に結び付けていくこと。(知事本局・総務局)
- 2 都市外交においては、姉妹友好都市との交流を進展させるとともに、自治体国際化協会の運営を見直し、東京の国際化に役立ていくこと。(知事本局)
- 3 アジア大都市ネットワーク21での国際共同事業においては、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、今後も共通の課題や新たな課題にも連携して取り組むこと。また、新たなアジア大都市のメンバーの勧誘に尽力すること。(知事本局)
- 4 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、東京の活性化、問題解決に資する魅力ある大学にしていくこと。また優秀な海外留学生の受入によって、東京を始めとしたアジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。(総務局・知事本局)(再掲)